文 教 委 員 会 会 議 記 録

文教委員会委員長 千葉 絢子

1 日時

令和4年3月3日(木)

午前10時開会、午後3時42分散会

(休憩:午後0時1分~午後1時1分、午後2時57分~午後3時9分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

千葉絢子委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、

小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

千葉伝委員、佐々木宣和委員

5 事務局職員

阿部担当書記、高井担当書記、佐藤併任書記、中川併任書記

- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部

熊谷文化スポーツ部長、

佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長兼オリンピック・パラリンピック推進室長、 佐藤文化スポーツ企画室企画課長、

岡部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、

畠山スポーツ振興課総括課長、

松崎スポーツ振興課冬季国体・マスターズ推進課長兼オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長、

高松オリンピック・パラリンピック推進室特命参事兼連携調整課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、

渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、

千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、

中川学校教育室学校教育企画監、

三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、

須川学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、

森田学校教育室高校改革課長、

菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、 近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、 泉澤学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、 金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、 木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、 清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、 藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、 岩渕首席社会教育主事兼文化財課長

(2) ふるさと振興部

箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

4 人

- 8 会議に付した事件
 - (1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第2条第2表中

第10款 教育費

第1項 教育総務費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

- イ 議案第67号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- (3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 ふるさと振興部関係 第8項 大学費

第9項 私立学校費

第2条第2表中 第10款 教育費 第8項 大学費

- (4) 次回の委員会運営について
- 9 議事の内容
- ○千葉絢子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

千葉伝委員及び佐々木宣和委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元にお配りしております日程により会議を 行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長兼オリンピック・パラリンピック推進室長 議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案 (その4) の6ページをお開き願います。2款総務費255億7,262万円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費6億1,657万6,000円の減額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお 事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきます ので、御了承願います。

98ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費でありますが、右側説明欄の管理運営費は、職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により減額しようとするものであります。

2目文化振興費でありますが、99ページに参りまして、右側説明欄の上から九つ目、世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものでありますが、拡張登録に向け、引き続き検討を要することとなったことなどに伴い、実績見込みにより減額しようとするものであります。三つ下の平泉文化遺産ガイダンス施設管理運営費は、昨年11月に開館した平泉世界遺産ガイダンスセンターの開館準備や管理運営に係る経費でありますが、実績見込みにより減額するものであります。一つ下の平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業費は、ガイダンス施設の建設工事及び展示制作等に要する経費でありますが、実績額の確定により減額しようとするものであります。

続きまして、3目スポーツ振興費でありますが、右側説明欄の上から九つ目、高齢者スポーツ活動振興事業費、その四つ下、体育大会開催派遣事業費及び一つ下の全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、全国健康福祉祭ぎふ大会、ねんりんピック、第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会等が開催中止となり、選手の派遣やPCR検査を実施しなかったことなどに伴い減額しようとするものであります。100ページに参りまして、上から三つ目、復興五輪ムーブメント推進事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、ホストタウン交流や事前キャンプの受入れの中止などに伴い減額しようとするものであります。一つ下のラグビー県いわて推進事業費は、釜石市と連携して開催したメモリアルイベントに要する経費等でありますが、実績見込みにより減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案(その4)にお戻りをいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表でありますが、当部関係は、2款総務費、8項文化スポーツ費の2,166万円であります。事業名欄の一番下、公会堂施設整備は、公会堂のワイヤレスマイク設備の更新について、新型コロナウイルス感染症の影響により物品の調達に不測の日数を要することから、年度内完了が困難になったことによるものであります。12ページに参りまして、一つ目、県民会館・公会堂感染症予防対策は、県民会館のトイレの洋式化工事について、入札の不調により年度内完了が困難になったことによるものであります。一つ下のスポーツ施設設備整備は、県営運動公園サッカー・ラグビー場第1グラウンドの擁壁補修工事について、入札の不調により年度内完了が困難になったことによるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○岩渕誠委員 2月の補正ですから、減額補正が主となるわけでありますけれども、大きな話を1点だけお伺いしたいと思います。

文化振興費、それからスポーツ振興費、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響で主要事業に大幅に支障が出たことがこの説明からもわかります。そうした中で、さまざまな成果や課題があったと思います。文化芸術の側面、それからスポーツ振興の側面、それぞれに新型コロナウイルス感染症の影響によってどういった課題があったのか。その中でも

成果として生まれたものはどういったものがあるのか、その総括をお聞かせいただきたい と思います。

○岡部文化振興課総括課長 文化芸術関係行事についてでございますが、令和3年度1月末時点で、およそ31件の行事を実施することとしております。その中で、中止となったものが4件ございます。中尊寺で毎年開催しておりますレクイエムコンサートは中止、その他、平泉の出前授業2件が中止、橋野鉄鉱山の世界遺産行事1件が中止となっておりますし、原敬の講演会関係が1件延期になっております。そのほかの26件につきましては、縮小開催などもいたしまして予定どおり実施したところでございます。感染対策につきましては、ノウハウが大分積み重なってきていることもあり、開催できているという状況でございます。

○畠山スポーツ振興課総括課長 ただいま御質問いただきましたスポーツの分野の今年 度の総括ということでございますけれども、やはり令和2年度と比べますと、新型コロナ ウイルス感染症が起こったからといって全部中止にするとか、何かをやめるという考え方 のみに執着するのではなくて、できる限りの感染対策を実施しながら、通常の活動になる べく近づけていこうということで、今年度については我々も、各団体も頑張って取り組みを進めてきたというところが、総括的な見方ではないかと認識しております。

そうは申しましても、年度途中には随分新型コロナウイルス感染症がはやりまして、施設を閉めなければならない期間もありました。そのときは、しようがなく対応したのですけれども、その後に各団体がやり方をいろいろ工夫しながら、例えばリモートなども使いまして、通常に近い形に戻して活動してまいりましたので、そういうところが一つの成果であったと思います。また、これから新型コロナウイルス感染症と共存していかなくてはならないということにつきましては、当然、100%通常どおりとはいっていないところがありますので、その分を追い求めていくのが課題ではないかと考えております。

○岩渕誠委員 総括的なお話はわかりました。減額の中身が人件費にかかわるもの、それから施設整備にかかわるもので減額をされているわけでありますけれども、減額の中でも新型コロナウイルス感染症による影響で事業を縮小した、あるいは中止をしたというものはどの程度になりますか。

○岡部文化振興課総括課長 主な事業でございますが、いわてアール・ブリュット巡回展 につきましては、当初、8月にイオンモールで開催しようとしていたものでございますが、 ちょうど岩手緊急事態宣言が発令されまして、オリンピック・パラリンピック行事との併催ができなくなったことによる減額がございます。また、作家たちとのトークショーも予定しておりましたが、開催できなかったことから減額になっている状況です。

もう一つは、毎年、民俗芸能フェスティバルを行っておりまして、舞台公演につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じ実施したところですが、団体の若い踊り手の 方々と交流を深める交流会行事につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大してき ておりましたので、急遽中止したため減額になっております。

- ○岩渕誠委員 トータルで金額は出ますか。
- ○**岡部文化振興課総括課長** トータルにつきましては、今すぐにお答えできない状況です ので、少しお時間をいただきます。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 今般のスポーツ関係の2月補正予算の額でございますけれども、トータルといたしましては4億6,600万円余という規模になっておりますが、これはほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響によって減額になったものでございます。大きいところで申しますと、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、あるいはねんりんピックなどに選手団を派遣する経費やPCR検査の経費などとなっております。そのほかの事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していたイベントを開催できなかったことから減額となっております。
- ○岩渕誠委員 スポーツ振興費の減額のほとんどが新型コロナウイルス感染症にかかわるものだという御説明がありました。新型コロナウイルス感染症の影響で予算額として、これぐらい出ましたというのがわかれば、非常に見えやすいところでありますので、文化関係についても御答弁をお願いしたいと思います。

また、文化もスポーツも、いわゆる競技大会やコンクールなどの部分と、それから生涯スポーツや生涯教育の中での文化振興の部分と、分けて考えなければいけないと思います。スポーツで言えば競技大会、文化で言えばコンクールといったところには非常に成果が大きかったと思っています。そういう意味では、コロナ禍の中でもそういった競技大会やコンクール等への評価はきちんとしなければならないと思います。一方で、やはり生涯スポーツであったり、あるいは生涯教育の中での文化ということを考えると、これはちょっと見えない部分があるわけです。ここについてはどういう評価をされているのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 スポーツのほうからお話をさせていただきますと、やは り 2 本の柱は非常に大事な部分でございます。生涯スポーツに関しては、スポーツ教室の 回数は減った部分もありますけれども、皆さんが身近にスポーツに楽しめるような環境を 整備することが大事であると考えております。一方、オンラインにより、自宅でも参加で きるいろいろなメニューを用意し、スポーツをより身近に感じていただく環境づくりについては、このコロナ禍で進められたのではないかと思っております。また、合宿の誘致ということにつきましても、通常は東京都や仙台市に行って商談会を行っていましたけれども、コロナ禍においては、インターネットを活用し、取り組みを進めてきており、工夫により新しいやり方でできる部分はたくさんあるということがわかったところです。

○岡部文化振興課総括課長 まず初めに、新型コロナウイルス感染症の影響によります文 化関係の補正予算でございますけれども、734 万 8,000 円の減額になっております。さら に、生涯教育としての文化芸術の行事や事業につきましては、いろいろな方々を対象とし た予算構成となっております。障がい者芸術の振興や岩手芸術祭がありまして、そちらの ほうでは老若男女の方々が舞台も務めますし、鑑賞もされているという状況でございます。 また、障がい者につきましてはアール・ブリュットということで、絵画の巡回展を県内 で展開しておりますし、障がい者の方々の芸術振興のために、岩手県障がい者芸術活動支援センターかだあるとで相談を受けつけているところでございます。また、高齢者の方々のいろいろな文化活動に参加するための補助をしていくようなところでございます。

スポーツのほうでもお話がありましたとおり、コロナ禍に対応いたしまして、岩手芸術祭や民俗芸能フェスティバルなど、ウエブでライブ配信もしておりまして、いろいろな方々が楽しめるような環境づくりを進めているところです。

○岩渕誠委員 整理しますと、文化の関係で新型コロナウイルス感染症の影響というのは、 予算上は1億1,700万円の減額のうち700万円程度ということですので、平泉関連のもの のほうが大きかったということですね。

今お二人の話を聞いて、確かにいろいろな工夫をされていて、競技の分、コンテストの分に関して言えば、合唱コンクール、あるいはオリンピックを持ち出すまでもなく、本当にすばらしい成果を上げており、これは賞賛すべきことだと思うのですが、一方で、生涯教育の話を聞くと、私は少し認識が違っていて、入ろうと思う人はそういうところにつながってくるのですけれども、その前のマインドが冷え込んでいるから、なかなかできないというのが実態だと思うのです。

例えば、私も合唱をしていましたけれども、コロナ禍においては、国から合唱のようなことはやめるようにという話が出るわけです。そうすると、合唱の練習ができなくなったり、一関市では東日本合唱祭も中止になり、ベートーヴェンの交響曲第9番の演奏会も中止になったりということで、多くの人が合唱に参加する機会を奪われているということは事実なのです。それは吹奏楽でもそうだと思います。あるいは高齢者のスポーツ活動や生涯スポーツ、これもやはり遠慮があり、マインド的に冷えているというのは事実だと思います。

そうした中で、文化やスポーツに親しむということはとても大事なことですから、オンラインを使うのはとてもいいことなのだけれども、その裾野をどのようにして広げるかということの工夫は、もう少し御努力いただかなければならないだろうと思います。その辺の工夫と次年度に向けたものがあれば、文化スポーツ部長からお話を伺って終わりにしたいと思います。

○熊谷文化スポーツ部長 委員からお話がありましたとおり、文化芸術もスポーツも大変 大きな影響を受けてきたと思います。練習や稽古の際には、声を出しますので、活動の面 ではかなり制約を受けたと思います。岩手県民会館の休館中がちょうど合唱の全国大会の 直前でありました。休館はしていたのですが、県立不来方高等学校や県立盛岡第四高等学 校からは、ぜひ練習を本番に近い会場である岩手県民会館でやりたいという申し出があり まして、指定管理者と相談して特別に許可した経緯もありましたので、その上で金賞を取 ったというのは、とてもよかったと思います。

そのような中で、合唱も、文芸も、小中学生、高校生が活躍しました。スポーツの分野でも、高跳び、軟式庭球、100 メートル走など、スーパーキッズの選手を初め活躍したと

ころです。

コロナ禍でいろいろ工夫してノウハウも蓄積されたところがありますので、そのようなところを来年度につなげていきたいと思います。また、コロナ禍が長引く中で、県民の運動不足ということもあります。健康づくりは生涯スポーツの分野でも大事ですし、コロナ禍で文化、芸術の重要性については、人々にとってとても大事な部分だということが改めて認識された機会でもあったと思います。オンラインによる取り組みはもちろんですし、年配の方々でも簡単に文化、芸術に接する機会やスポーツを行える機会は、新年度の既存の予算の中で工夫をしながら取り組んでいければと思っております。

- ○斉藤信委員 それでは、私は予算にかかわって具体的にお聞きしますが、99ページの県 民会館管理運営費1,817万円余、公会堂管理運営費945万円余が増額補正になっています。 この増額補正の中身について示してください。
- ○岡部文化振興課総括課長 県民会館管理運営費の増額の内容でございます。大きく2点ございまして、1点目につきましては指定管理料の精算にかかわるものでございます。もう一点は、新型コロナウイルス感染症の影響で、コロナ禍におきます施設の安定的かつ継続的な管理運営のために指定管理料を増額したという中身になっております。
- ○斉藤信委員 公会堂も示してください。
- ○岡部文化振興課総括課長 失礼しました。公会堂の管理運営費につきましても同じ内容でございまして、一般管理費の本年度の精算と、あとは先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、コロナ禍における施設の安定的かつ継続的な管理運営のための指定管理料の増額をしたものでございます。
- ○斉藤信委員 新型コロナウイルス感染症対策のために管理料を引き上げたというのはよくわかります。一般管理費はどういう理由で増加したのですか。
- ○**岡部文化振興課総括課長** 県民会館につきましては、今年度の指定管理料については減額となっておりまして、光熱水費等の減額が大きな要因となっております。一方、公会堂につきましては、修繕費がかさみ、排水路の修繕によりまして増額となっております。
- ○斉藤信委員 そうすると、一般管理費の県民会館は利用者が減ったということを含めて減額になって、新型コロナウイルス感染症対策の管理料はそれを超える増額になったということですね。

次に、世界遺産にかかわって、御所野遺跡世界遺産登録記念事業がわずか 29 万 2,000 円の減額です。御所野遺跡の世界遺産登録というのは今年度の大事な出来事でしたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の急拡大の中で、十分な世界遺産登録の波及効果というのが発揮できなかったのではないかと思います。世界遺産登録後のさまざまな取り組みについて、どういう取り組みがなされ、できなかったものは何なのかということを示してください。

○佐藤世界遺産課長 御所野遺跡の世界遺産登録後の状況でございますけれども、まず来 訪者でございますが、令和4年2月末現在で、昨年度の同月比の約1.5倍となっておりま して、世界遺産登録による効果というものが、県内にとどまらず広範囲に及んでいるのではないかと考えているところです。

また、登録後の行事等でございますが、昨年12月には、一戸町内におきまして記念式典が行われております。この際に、町民の皆様によります町民宣言がなされたり、町内の合唱団による御所野縄文讃歌が披露されまして、一戸町から発した登録の祝賀ムードというものがその場に居合わせた県内の方々に浸透していったのではないかと思っております。

また、同町においては、御所野遺跡の環境整備や情報発信にかかわる地域おこし協力隊 の募集が先月末まで行われておりまして、世界遺産の保存と活用に向けた町民の活動、意 識の啓発も含めまして、これまで以上に活性化しているのではないかと見ているところで ございます。

○斉藤信委員 前年比で1.5 倍ということで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下でもそれなりの効果があったと思います。私も指定されてから行きましたけれども、御所野遺跡というのは、ボランティアが登録前からあの遺跡を支えてきており、無料で丁寧に回りながら説明してくれるということで、子供たちを含めて町民が盛り上げている住民参加が特徴だと思っています。まだまだ新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがない中で、すばらしい世界遺産でありますので、これを財産にして、地域おこし、そして交流人口の拡大が大変重要なのではないかと感じております。

平泉世界遺産ガイダンスセンターもオープンしました。残念ながらまだ見ていないのですけれども、平泉世界遺産ガイダンスセンターがオープンしてからの状況についてお伺いします。

○佐藤世界遺産課長 平泉世界遺産ガイダンスセンターのオープン後の状況でございますが、昨年11月20日にオープンしておりまして、2月末現在で5,420人来館されているところです。ただ、12月末以降になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、1月、2月には予定されていた団体がキャンセルになるなど、多少入館者数に影響が出ているところです。

平泉世界遺産ガイダンスセンターの活動としましては、開館記念企画展、奥州藤原氏が 観た東方浄瑠璃世界を2月13日まで開催しまして、会期中には学芸員による展示解説会な どを実施しております。また、老若男女を問わず、平泉の文化遺産への関心を高めるため に、体験型の教室といたしまして、具体的にはかわらけ土器の作成や絵付けの体験を実施 しましたし、外部の有識者を招いて特別講座なども開催しまして、平泉の文化遺産への理 解を深めていただく取り組みを実施しているところです。

さらに、国立大学法人岩手大学と連携しまして、平泉学フォーラムを新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン配信で行っております。また、平泉学講座学芸セミナー、柳之御所の解説などを実施しまして、平泉の学術研究の成果についても発信しているところです。

○斉藤信委員 予算について、施設管理運営費が 2,178 万円、整備事業費が 3,726 万円の

減額ですが、この理由をもう少し立ち入ってお聞きしたいと思います。

それと、今お話を聞くと、11月オープンからさまざまな取り組みをされているということでした。中尊寺については、この1年間で七十数万人ふえたということでしたが、修学旅行がふえたということがつい先日報道されておりました。修学旅行の関係は、この平泉世界遺産ガイダンスセンターとどれだけかかわっているのかも含めて示してください。

〇佐藤世界遺産課長 まず、修学旅行の関係でございますけれども、来週も 200 人を超える修学旅行の予約等が入っており、対応する予定になっております。また、来年度の修学旅行等の予約につきましても、現在、受付を行っているところです。

続きまして、減額についてでございます。初めに、施設管理運営費につきましては、当初11月20日の開館というのは確定しておりませんでしたので、光熱水費や保守管理の契約に残額が出たというところですし、施設整備につきましては工事と展示制作の委託が主な内容ですけれども、これにつきましても委託契約に係る残額となっているところです。

○斉藤信委員 いわて競技力向上事業費が 709 万円の減となっていますが、いわて競技力 向上事業費の中身と減額の理由を示してください。

あわせて、次のページなのですけれども、スポーツ医・科学サポート事業費が887万円 余減額となっていますが、スポーツ医・科学サポート事業もどういう事業に取り組まれて、 どういう理由で減額になったのか示してください。

○畠山スポーツ振興課総括課長 いわて競技力向上事業費に関してでございますけれども、タイトルどおり、本県のアスリートの競技力を向上するために幾つかのメニューを設定して取り組んでいるものです。競技力向上支援におきまして、まず1点目は、競技団体が強化事業を行う際の活動費の経費を補助するもの、2点目は、県で強化指定クラブを指定いたしまして、活動の支援をするというもの、3点目は、ジュニアの裾野を広げる育成事業に団体が取り組む場合に補助するというもの、4点目は、スポーツのインテグリティの推進というところで、コンプライアンスやインテグリティにかかわる研修会等を進めるというもの、5点目は、アスリートを県内の企業に雇用する事業を進めまして、国民体育大会の成績等、競技力の向上につなげるというものがこの事業全体の中身になっております。

いずれといたしましても、競技団体あるいは強化クラブに対する支援につきましては、 全部なしになったわけではないのですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で回数 や頻度が減っておりますし、そのほかも同様でございます。また、インテグリティに向け た研修等も行っておりますけれども、その頻度も減っておりまして、トータルで 700 万円 余の減額という状況になっております。

続きまして、スポーツ医・科学サポート事業費についてでございますけれども、今般の 国民体育大会や大きな全国大会を初めとした各競技団体の強化事業に対して、県で育成し たトレーナー等を派遣して、スポーツ医・科学に基づくサポートを行っております。また、 アスリートや指導者の研修会を行いまして、スポーツ医・科学に基づいたトレーニング、 栄養、メンタルのサポートを行う、あるいは一般の県民の方々の健康づくりの支援という ことで、体力測定や講習会も行っております。

あわせて、被災後からの課題でありました沿岸地区の中学生や高校生、あるいは特別支援学校の皆さんの健康づくりや体力向上に向けたワークショップに対する支援もこの事業の中で行っておりまして、減額の理由は、先ほど申し上げたとおり、全部を中止にしたわけではないですが、実施回数等が減ったことにより、合計で880万円の減額という状況になっております。

○斉藤信委員 それでは、最後の質問になりますが、議案(その4)の 12 ページの債務 負担行為ですけれども、県民会館・公会堂感染症予防対策はトイレの洋式化で入札不調、 県営運動公園も入札不調ということで、結果的には入札予定価格が低かったということだ と思いますが、入札不調になりますと、設計をやり直して、また入札ということになるのでしょうか。今、企業は仕事がそれほどない中で入札不調になるというのは、入札したとしても採算が取れないということだと思いますが、この入札不調についてどう受けとめて、どう対応するのか示してください。

また、県民会館・公会堂のトイレの洋式化は、どこまで進んでいるのかも示してください。

○岡部文化振興課総括課長 岩手県民会館のトイレ改修工事の入札不調でございますけれども、12月7日に入札を行いましたが、入札者がいなかったものです。この時期は、世界的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した時期であり、予測ですけれども、このトイレはベトナムが生産拠点ということで、ちょうどベトナムで感染が拡大し、生産体制に支障が生じているという報道がされており、資材がなかなか調達できない時期でした。既に設計は10月22日に完了しておりまして、それを基に入札を行ったところでしたが、そのような状況により、応札者がいなかったという状況です。

このトイレの改修工事の工期でございますが、11 台の改修で、3 カ月を見込んでおりまして、12 月に入札が整えば今年度内に完了を見込んでおりましたけれども、繰り越しをせざるを得なくなったということです。

資材が高騰しているという状況に鑑みまして、補正予算でその分の増額を要求しているところです。入札につきましては、4月の上旬を予定しております。その設計額も見直しをして、入札に対応したいと考えております。

○畠山スポーツ振興課総括課長 県営運動公園の繰り越しにつきましては、運動公園の中のサッカー・ラグビー場の人工芝のグラウンドになっているところの擁壁の工事で、こちらについては、昭和43年にでき上がったときに、まず壁を一旦つくって、その後改修に合わせて、平成7年に継ぎ足しの形で上に上げております。それが経年の劣化によりまして、今回工事をする予定にしたのですが、当初、継ぎ足しして、モルタルで補強するという工事で大丈夫だということで進めてきたのですけれども、つなぎ目のところに雨水などが入って、設計の段階で思いのほか劣化が進んでいることが判明し、もう少しがっちりやらな

ければならないということから工法を変更いたしまして、新しくコンクリートを重ねる設置の工法にすることで進めてまいりました。

当初、ハイシーズンではないところで工事ができる見込みだったのですけれども、冬期間になりますとコンクリートの接着が悪くなるということで、3月までに完了できるのかといったところもあり、入札の参加者がなかったと分析しておりますので、設計については変えずに行います。

そして、今回、御承認いただければ、すぐに業者の選定作業にかかり、3月中には決めまして、活動を並行しながら工事はできるということですので、暖かくなる4月、5月のところで、安全に配慮しながら早急に進めたいと段取りを組んでおります。

- **〇斉藤信委員** これで最後にしますが、県民会館のトイレの洋式化がどこまで進んでいるのか、公会堂も含めてお知らせください。
- ○岡部文化振興課総括課長 答弁漏れがございまして申し訳ありませんでした。県民会館は現在トイレが96台あり、そのうち52台が和式になっております。この52台のうち11台を洋式にすることとしております。公会堂につきましては、19台トイレがありますが、全て洋式化になっているという状況です。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。
 - これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

- **○斉藤信委員** それでは、改めて新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをしたい と思います。文化スポーツ部の新型コロナウイルス感染症対策の今年度の実績と、文化、 スポーツ団体の状況について示してください。
- ○岡部文化振興課総括課長 新型コロナウイルス感染症対策の文化の今年度の実績と文化芸術団体の状況についてでございます。今年度の実績につきましては、文化芸術活動の中止を余儀なくされている状況を踏まえまして、県内文化芸術団体の活動継続、再開を支援するいわて文化芸術活動支援事業を実施しております。これは補助事業ですが、今年度は19件の支援を見込んでいるところです。

また、補助事業でございますけれども、県民会館及び公会堂のホールの利用促進を図るために、いわて文化施設利用促進事業を実施しております。こちらは、今年度は132件の支援を見込んでいるところです。

また、文化芸術団体の状況についてでございますが、定期的に一般社団法人岩手県芸術文化協会の加盟団体等を対象といたしまして、文化芸術活動へのアンケート調査を行っており、直近では1月末に調査を実施したところです。この調査の結果、活動の自粛が続いていると答えた団体の割合が3割を超えているという状況です。

○畠山スポーツ振興課総括課長 続きまして、スポーツ分野における新型コロナウイルス 感染症対策の今年度の実績についてでありますけれども、県営スポーツ施設における感染 症予防対策といたしまして、スポーツ施設感染症予防対策事業において、県営武道館に空 調設備を設置したほか、県営運動公園など5施設で計79台のトイレの洋式化の整備を進め まして、年度内に全てが完成する予定となっております。

また、コロナ禍においても、子供たちがスポーツに親しむ機会を確保するために、地域活性化スポーツ推進事業におきまして、県内トッププロスポーツチームと共同し、延べ1,800人の子供たちを試合観戦に招待する取り組みを進めているところです。さらに、スーパーキッズ事業へのリモートの参加を可能とするために、オリンピック選手等育成強化事業におきまして、113台のタブレットの整備を進めており、安全に県民がスポーツに親しむ機会の確保を図ってきたところです。

それから、スポーツ団体の状況についてでありますけれども、こちらも文化と同様に、 定期的にスポーツ活動への影響調査を実施しておりまして、直近ではことしの1月末に調 査を実施したところですが、この結果、現在の活動状況については、最近になって活動が 停滞してきたと答えた団体の割合が30.6%と最も多く、前回の11月の調査の0.9%から大 幅に上昇しているという状況です。

○斉藤信委員 文化団体も、スポーツ団体も、新型コロナウイルス感染症がもう2年数カ月続いていますので、なかなか本格的な活動の再開に至らないという感じだと思いますが、文化、スポーツ活動というのは、私たちの生活にとって欠かせない分野だと思います。岩手県の新型コロナウイルス感染症の急拡大というのは危機的な状況なのですけれども、さまざまなワクチンや治療薬も出てきている中で、全く活動を中止するのではなくて、そういう状況の中で活動を継続するという取り組みについて、今努力されているのも事実だと思います。

しかし感染急拡大が続いている中でどういう支援が必要なのか、どういう活動ができるのか、団体の意見、要望をしっかり聞いて、実態、要望に合った支援策を進めていただきたい。そこで、来年度、文化、スポーツ分野における新型コロナウイルス感染症対策、文化、スポーツ団体への支援はどのように予算化、事業化されているのでしょうか。

○**岡部文化振興課総括課長** 来年度の文化芸術団体への支援の予定でございますけれど も、先ほども御答弁申し上げました文化芸術団体への補助事業であるいわて文化芸術活動 支援事業につきましては、来年度も継続する方向で予算案に計上しているところです。こちらを使いまして、発表の機会と鑑賞の機会を確保していきたいと思っております。さらに、岩手芸術祭総合フェスティバル、あとは民俗芸能フェスティバルも継続して実施してまいりたいと思っておりますし、こちらについてはライブ映像配信を引き続き行うこととしておりますので、多くの方々に広報いたしまして、会場にお越しいただけない場合についても、ウエブでごらんいただくような機会を確保したいと考えております。

さらに、障がい者芸術のアール・ブリュット巡回展につきましても、引き続き実施して まいりたいと思います。さらに、こちらはウエブでも作品をごらんいただけるような機会 をつくっていきたいと思います。

文化、芸術活動につきましては、感染対策のノウハウも積み上がってきているところも ありますし、各団体ごとにいろいろな情報交換をしているという状況も見えてきておりま すので、感染対策をしながら、県民の文化、芸術活動の発表、鑑賞の機会を確保してまい りたいと思っております。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** スポーツにつきましても、県民の皆様、あらゆる分野の 皆様に対しまして、今年度に引き続きスポーツの振興に向けて事業を進めていきたいと思 っております。

生涯スポーツの分野ですと、高齢者あるいは障がい者の方々も、共生して一緒に進めるようなスポーツの取り組みの事業も進めたいと考えておりますし、競技スポーツにおきましても、いろいろな大会の誘致、あるいは合宿のような取り組みもあわせて進めてまいりたいと考えております。

また、競技力向上にも引き続き力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

特に、先ほど委員からお話のありました新型コロナウイルス感染症対策を行いながらという観点はどうしても必要になります。来年度は本県で日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会がありますし、あるいは国民体育大会冬季大会スキー競技会がありますので、関係者等のPCR検査も含めた万全な感染対策を行いながら、成功に導きたいと思っております。今年度、残念ながら中止になりました全国大会、国民体育大会、障害者スポーツ大会、ねんりんピックにつきましても、来年度はぜひ皆さんに参加していただけるように、準備をして進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 それでは、最後の質問ですけれども、夏、冬のオリンピックにおける成果、レガシーをどう岩手県の活動に生かしていくのかということでお聞きします。夏のオリンピックというのは、まさに首都東京で感染爆発の中で開かれ、その是非は検証を含めて問われるのだと思いますが、それはまた別にして、夏も冬も岩手県出身者の活躍がありました。この岩手県出身者の活躍を今後どう生かすのかについてお聞きをしたいと思います。 ○畠山スポーツ振興課総括課長 本県ゆかりの選手の大活躍についてでございますけれども、今年度は夏と冬、続けてオリンピックが開催されまして、過去最多の本県ゆかりの選手が出場して大活躍したところです。選手たちからは、私たち県民に元気、勇気、夢、 希望、感動を届けていただきまして、まさに今県民のスポーツに対する関心も大いに高まっているところですので、スポーツの力をぜひ今後に生かしていく必要があると認識しております。

今後に向けましては、まずオリンピック選手等育成強化事業におきまして、引き続きオリンピック選手を初めとして、新たな有望選手も含めた強化指定選手に対して、遠征費用などの活動支援を行いながら、各選手のさらなるレベルアップ、あるいは次に続く世代のモチベーションのアップ等につなげていきたいと考えております。

また、今回長年の取り組みが実りまして、大きな花を咲かせましたいわてスーパーキッズ事業についても、スーパーキッズに対するオリンピアンからのメッセージやビデオレター、直接指導なども企画調整していきたいと考えております。

さらに、北京オリンピック・パラリンピックに出場した選手たちをたたえる場を設けたいと考えておりまして、体験談等もお話しいただき、県民みんなで感謝をお伝えして、感動を再び味わいながら、本県スポーツの一層の機運醸成や競技力向上に生かしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 今スーパーキッズ事業の紹介がありました。小林陵侑選手が第1期生だったと思いますが、そういう点では成果が出ているのだと思います。同時に、スーパーキッズの取り組みというのが、エリート育成だけにとどまらないで、スーパーキッズを体験した選手を通じて、自分の学校や地域で、最も科学的で合理的なトレーニングを受けられるということが普及される、共有されるということが必要ではないかと思います。

スーパーキッズで陸上の優秀な選手が、顧問の先生の科学的なトレーニングではなくて、自分の言うことを聞けという形で潰されたという深刻な事件があり、この顧問教師は処分をされるということがありました。こういうことは絶対にあってはなりません。だから、スーパーキッズでの最先端の科学的なトレーニングが、指導者にも、一緒に活動する子供たちにも広がるような取り組みにぜひしていただきたいと思いますが、その点はどのように行われているのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 今まさに委員から御指摘いただきました点につきましては、非常に大切な部分だと考えておりまして、日ごろから取り組みを進めております。いわてスーパーキッズ発掘・育成事業につきましては、長年取り組んできた蓄積、あるいは最新の知見に基づいた充実した内容となっておりますので、県内のスーパーキッズ以外の子供たちにも広く触れてもらえるように、例えば現在ホームページにおいて、競技体験トレーニングやスポーツ栄養に関する講座などの活動記録を定期的に配信しております。そのほか、キッズ事業の体験会につきましても、沿岸地域を初めといたしまして県内各地で実施しているところです。

また、岩手県では、スーパーキッズが在籍する小中学校を訪問いたしまして、事業の取り組みについて学校と情報交換を行うとともに、募集の際、各地区を巡回して、応募や事業の効果について広く子供たちに伝えていただくように学校に依頼をしております。

さらに、メンタルトレーニングやコンディショニング等のスポーツ医・科学に関する取り組みにつきましては、小中学校のほか、市町村の体育協会、スポーツ協会、あるいは民間の事業所等に対しまして、知見を有する講師を派遣して、スーパーキッズ発掘・育成事業と同水準の講座を行っておりまして、子供たちはもちろんですが、大人の心身の健康づくりにも寄与しているところです。

今後も引き続き取り組みを進めまして、子供たちを初めとして、県民全体の運動能力の 向上や健康増進に生かしてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、県立不来方高校事件をきのう取り上げました。強豪校のバレー部の顧問でしたけれども、その指導内容というのは、驚くべき暴言、叱責、そして大会で負ければ生徒の責任にするというもので、これは県立盛岡第一高等学校のときもそうでしたが、こういう指導というのは絶対にあってはなりません。

今、メンタルトレーニングの重要性という部分を指摘されましたけれども、やはり指導者というのは、技術的な指導というのが中心で、暴言、叱責という古いパターンというのは絶対に戒めるべきです。本番で力が発揮できるメンタルトレーニングということが本当に大事なことになっているのではないか。一流の選手は本番でどうやって実力を発揮するかという特別のトレーニングをしていますが、私は岩手県の中学校、高校でも、強豪校と言われるようなところでは、根性論ではなくて、本当に実力が発揮できるしっかりした科学的なメンタルトレーニングというのも、指導者が身につけないとだめだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

- ○畠山スポーツ振興課総括課長 委員御指摘のとおりと考えております。我々も日々進める努力をしておりまして、先ほど御質問いただきました競技力向上関係の事業の中にも、当たり前にその部分を取り込みまして、それがなければ競技力も向上しませんし、全体にも広がらないと考えておりますので、新年度の事業においても、科学的なアプローチができるように、指導者に対する資質向上の部分の取り組みも進めていきたいと考えております。
- ○小林正信委員 私も文化芸術団体の支援についてお話ししたいと思います。先ほども文化芸術活動支援事業のお話がございましたけれども、これは令和3年度からということでよろしいでしょうか。
- ○岡部文化振興課総括課長 昨年度からです。
- ○小林正信委員 この事業の概要を教えていただければと思います。
- ○岡部文化振興課総括課長 いわて文化芸術活動支援事業費補助の内容でございます。公 演などの中止、延期を余儀なくされております文化芸術活動につきまして、県内の文化芸 術団体の継続と再開を支援するということを目的としております。事業の内容ですが、例 えば合唱や演劇といった文化活動の成果発表の事業、指導者向けの研修事業、障がい者の 芸術活動支援事業、あとは若手芸術家の育成事業など、大きく七つの事業に対しての補助 ということになります。

こちらは、ライブでの活動の発表だけではなくて、リモートを活用した発表に対しても 補助の対象とするということですし、さらには感染予防対策に必要なものに対しても補助 をするという中身になっております。補助率は、対象事業経費の3分の2、上限は150万円としているところです。

○小林正信委員 さまざまな用途に使えるということですが、今までの活用状況について、例えば準備した予算額を全部使い切られたのか、少し余っているのか、予算の部分も含めてお伺いしたいと思います。

○岡部文化振興課総括課長 今年度の事業につきましては、21 件の申請をいただきましたが、2 件中止を余儀なくされまして、19 件を見込んでいるところです。事業費につきましては 1,200 万円を予定しておりましたが、中止などもありまして、842 万円の補助と見込んでおります。

○小林正信委員 上限 150 万円で3分の2の補助ということでございましたけれども、特に国からの文化芸術団体への支援は、補助率が 10 分の 10 というのがあったり、盛岡市でも上限は 30 万円ですけれども、補助率は 10 分の 10 となっております。今、文化芸術団体は、3分の1の部分がどうしても出せなくて、やろうと思ったことができないというお声もいただいております。

その部分にも配慮をしていただいて、例えば補助率を4分の3にするなど、そのような部分の配慮も必要ではないかと感じますし、あとは市町村でやっている文化芸術団体に対する補助に県が上乗せをするということも考えられるのではないかと思います。小さい文化芸術団体も県内には多くいらっしゃると思うので、そういったところに配慮をした事業について、もう少し考えていただきたいと思いますけれども、その辺りの御所見をお伺いしたいと思います。

○岡部文化振興課総括課長 委員からお話しいただきました盛岡市につきましては、自己 負担となる補助対象経費または20万円のいずれか少ない額を上限として、比較的小規模な ものにつきましては、自己負担がなく実施できているところです。一方、岩手県の補助金 につきましては、比較的大きなイベントですから、県民会館の大ホールや各公立文化施設 で行われているイベント等もありまして、事業規模や性質に応じた活用をいただいている のではないかと思います。

自己負担なしという要望もあるということですけれども、限られた予算の範囲内で多くの方々にこの事業を使っていただきたいということもございまして、県としては補助率3分の2での支援をしていきたいと考えております。

○小林正信委員 理念の問題だと思うのですけれども、やっぱり大変な部分があるので、 国でも補助率 10分の 10 ということかという気もいたしますし、コロナ禍だからこそ文化 芸術の火を消してはならないという考えもあると思いますので、そういった思いに立って、 議論をしていただきたいと考えております。

また、県内では五つの団体に岩手県文化芸術コーディネーターを委嘱しているというこ

とですが、文化芸術コーディネーターの役割、活動状況等を教えていただければと思います。

○岡部文化振興課総括課長 岩手県文化芸術コーディネーターでございますけれども、こちらは岩手県の委託事業として実施しておりまして、委託団体につきましては、各広域圏に1団体ということで、県北地域は2団体となっており、計5団体に業務委託をしているところです。文化芸術コーディネーターの役割でございますけれども、各圏域で文化芸術団体からの相談への対応、あとは技術面としてイベントを実施するに当たっての助言あるいは情報提供のほか、鑑賞者側と芸術活動を行う団体とのマッチング支援といった鑑賞を確保するための業務や文化芸術団体が地域で実施しているイベントの情報発信等を主な役割としているところです。

活動の中身でございますけれども、やはりこのコロナ禍におきまして、感染対策をどう 実施したらいいかという相談を受けているところです。今年度1月末現在で、そういった ものも含めまして503件の活動実績となっているところです。

○小林正信委員 この文化芸術コーディネーターの取り組みは、震災の前の年から行われてきたと認識しておりますけれども、他県にない非常にすばらしい取り組みということで、文化芸術コーディネーターにもお話を伺ってきたのですけれども、本当にこれは岩手県として、文化芸術を振興していくという思いが出たすばらしい取り組みだという御意見もいただいてまいりました。

先ほど 503 件ということで、自分の団体を応援しながら、さまざまそういう対応もしていただいているということですが、例えば、各市町村にも活動を広げ、文化芸術コーディネーターを少しふやして各市町村に置くなど、この取り組みを広げていくことで、岩手県の文化芸術がさらに盛り上がっていくのではないかという思いがあるのですけれども、その辺りのお考えをお伺いしたいと思います。

○岡部文化振興課総括課長 文化芸術コーディネーターでございますけれども、先ほど御答弁申し上げました役割、活動のほかに、圏域ごとに、市町村を初め、地域の文化芸術団体と文化芸術活動支援ネットワークの会議を毎年2回は開催しておりまして、お互いの活動の情報共有や意見交換を行い、各地域のネットワークづくりに取り組んでいるところです。来年度におきましても、文化芸術コーディネーターを核といたしまして、市町村、地域の文化芸術団体と一層の連携を図るように、岩手県としても一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○小林正信委員 ぜひよろしくお願いいたします。文化芸術団体が自粛ということで、舞台がなくなれば一切収入もなくなるというところで、本当に苦境にあると思います。岩手県としてもことしは、岩手芸術祭や、先ほどおっしゃったような民俗芸能フェスティバルも行われるということですけれども、文化芸術団体ではさまざま独自の取り組みも行っておりまして、例えば、東京都から芸術家を呼んで、岩手県に短期間住んでいただいて芸術作品を発表してもらうなど、コーディネーターも含めてそういう新たな取り組みが県内で

も広がっております。確かにこれまで続けてきた岩手芸術祭等のすばらしい内容を続けるべきだとは思いますけれども、新たな文化芸術団体や若手アーティスト等を支援する意味でも、さらなる取り組みを岩手県としても考えていただきたいですし、支援するための新たなイベントや取り組みを行っていっていただきたいと思いますが、その辺りのお考えもお伺いして終わりたいと思います。

○岡部文化振興課総括課長 三陸国際芸術祭実行委員会が、アーティストを呼んで、地域の芸能と一緒に活動するという動きも出てきております。一方で、若手の方々が地域の文化芸術を盛り上げるという動きも出てきておりまして、岩手県としてもそういった方々と意見交換をしながら、岩手県としてできるところについては支援してまいりたいと考えております。若手でやる気のある方々がどんどん出てきているという状況もありますので、そういったところを大切にしながら本県の文化芸術を振興してまいりたいと思います。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。初めに、議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 それでは、議案第 42 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算(第 12 号)について御説明申し上げます。

議案(その4)の6ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出のうち、教育委員会関係は8ページになります。8ページに参りまして、10款教育費のうち1項教育総務費から7項保健体育費まででありますが、これらは主に事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として29億2,046万円余を減額しようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げは省略させていただきますので御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の 189 ページをお開き願います。10 款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち、上から五つ目の被災児童生徒就学援助事業費補助は、市町村事業の計画変更に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次のページ、190 ページに参りまして、3目教職員人件費のうち、教職員人事管理費から退職手当までの3事業は、会計年度任用職員等の人数や児童手当受給者数、退職職員数の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであります。

次の191ページに参りまして、4目教育指導費のうち、教育委員会の上から七つ目にな

りますが、いわて教育情報ネットワーク運営費は、新型コロナウイルス感染症に対応した 学びの保障を図るため、県立学校に指導者用端末 2,769 台を追加で整備しようとするもの であり、中段より少し下になりますが、県立学校 I C T機器整備事業費は、県立高等学校 に生徒用のタブレット端末等を整備しようとするものでありますが、契約額確定に伴い所 要額を補正しようとするものであります。

1ページ飛ばしまして、193ページをお開き願います。2項小学校費、1目教職員費の教職員費、それと次のページ、194ページに参りまして、3項中学校費、1目教職員費の教職員費、次のページ、195ページに参りまして、4項高等学校費、1目高等学校総務費の教職員費につきましては、教職員給与費の確定見込み等により、それぞれ所要額を補正しようとするものであります。

次に、196 ページに参りまして、4項高等学校費、1目高等学校総務費の教職員費につきましては、教職員給与費の確定見込み等により、それぞれ所要額を補正しようとするものであります。4目教育振興費のうち、下からから四つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費、次の奨学のための給付金事業費につきましては、対象生徒数の確定等に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次の197ページに参りまして、5目学校建設費の一つ目、校舎建設事業費は、伊保内高等学校の耐震改築工事の契約額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであり、次の校地整備事業費は、久慈高等学校のグラウンド整備工事の契約額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであります。

1ページ飛んでいただきまして 199ページをお開き願います。 5 項特別支援学校費、1 目特別支援学校費のうち管理運営費は、教職員給与費の確定見込み等により所要額を補正 しようとするものであり、次の施設整備費は、令和4年8月の開校に向けた県立釜石祥雲 支援学校の移転新築工事等を実施しようとするものでありますが、契約額の確定に伴い所 要額を補正しようとするものであります。

1ページ飛んでいただきまして 201ページをお開き願います。 6 項社会教育費、1 目社会教育総務費のうち、八つ目になりますが、野外活動センター管理運営費は、野外活動センターにおける施設設備の管理運営に要する経費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであり、次の学校・家庭・地域の連携協力推進事業費は、市町村事業等の確定見込みにより所要額を補正しようとするものであります。

次の2目文化財保護費のうち、次のページ、202ページに参りまして、一番上の一つ目、 文化財保護推進費は、指定文化財の修復や整理に要する経費などの確定見込みにより所要 額を補正しようとするものであります。

次のページ、203 ページに参りまして、一番下の6目美術館費の管理運営費は、新型コロナウイルス感染症の影響による観覧者数の減等に伴い所要額を補正しようとするものであります。

1ページ飛んでいただきまして205ページをお開き願います。7項保健体育費、1目保

健体育総務費の三つ目になりますが、県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人 日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見 込みにより所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案(その4)にお戻りをいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正、追加のうち、教育委員会関係は、飛んでいただきまして20ページになります。10款教育費のうち1項教育総務費から次のページの6項社会教育費までの5事業、9億7,690万7,000円であります。これらの繰越事業は、いわて教育情報ネットワーク運営のほか、校舎建設事業等について、計画調整に不測の日数を要したことなどにより令和4年度に繰り越しして執行しようとするものであります。

説明は以上で終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○小西和子委員 私からは、教育指導費のいわて教育情報ネットワーク運営費のことについてお尋ねしたいと思います。これは、県立学校に指導者用端末 2,769 台を追加で整備したとありますが、1度入ったときに現場が大混乱しました。どのような混乱があったのか把握しているでしょうか。
- ○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 パソコン更新に係る現場での混乱ということですが、私どもが把握しているのが、更新に係る作業について、設定作業は一部教職員にお願いしているわけですが、その作業について結構負担があったという声を聞いております。もう一つは、校務用端末について、これまで文書作成ソフトはワードと一太郎をそれぞれ入れておりましたが、今回、一太郎の数を制限したために、学校での割り振りについて支障が生じているといった声があるということは聞いております。
- ○小西和子委員 パソコン更新に係る問題でありまして、先ほど一部を教職員にお願いしたとありましたけれども、現場からは、ほとんど教職員に任されて、情報担当者の負担は大変なものであったということでした。例えば1台につき15分かかったとして、教職員数50人、750分ということで、多忙化解消のためのICTと言いながら、大変負担であったし、日時が決められているので、かなり負担感は大きかったという声が上がっております。パソコンを入れるのであれば、その業務に当たっても、それは外部に委託すべきではないかという声がありますが、このことについてはどのように考えていらっしゃいますか。
- ○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 リース端末更新時につきましては、5年ごとに更新するということで、これまでも教職員に一部の設定作業をお願いしておりました。ただ、今回は新型コロナウイルス感染症による納期のおくれなどもございまして、作業期間、更新期間が十分取れなかったということもあり、学校にお願いするときに、管理者一人に任せることなく複数の職員で対応するようにとお願いしたところです。ただ、実際にはやはり一部の職員に負担がかかったということは確かな状況だと考えております。今回の補正予算により整備する指導者用端末につきましては、納入の際に十分な作業期間を確保する

とともに、少しでも現場での設定負担を軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 そのようにお願いいたします。現場からは、多忙化解消のためと導入されているパソコンやICT機器により、さらに多忙化に拍車がかかっている実態であるということでした。コンピュータ支援員は県内でたった4人しかおらず、多岐にわたる業務がある各校の状況に対応しているとは言えないということの声が寄せられております。

それから、私も初めて聞いてわかったのですが、国語科などは古文や漢文ということで、一太郎しか使えないし、今まで蓄積してきたこれまでの指導用の教材などは、みんな一太郎で作っているということで、例えば一つの学校にソフトが5台分しかないという声も上がってきています。個々の学校で違うと思うのですが、足りない分はどうしたらいいのだろう、自費で準備したらいいのかという声もあって、とにかく日々の授業に使うのは一太郎のソフトが必要だという声が多くありますので、現場の声をしっかり聞いてから、更新するならするとしていくべきだと思いますけれども、この辺りのフォローはできないものかということと、今後、教育委員会としてはどうしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今回、一太郎のソフトのライセンス数を制限したのは校務用の端末に入っているソフトでございまして、学校現場から、やはり国語科を中心に国語の指導用資料をつくるために適したのは日本で開発された一太郎のほうがいいという声も聞いておりますので、授業で使用する教材づくり等で使う端末につきましては、授業づくりに支障が出ることのないよう、一太郎も入れられるように努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 どうぞよろしくお願いいたします。働き方改革と言いながら、このような事務作業等に時間が取られるなど、使い勝手の悪いものが入ってくるというのは、非常に歯がゆいというか、何を考えているのだという声がありますので、どうぞ現場の声をしっかり聞いて取り組みを進めていただきたいと思います。

○岩渕誠委員 今回の補正予算では、釜石祥雲支援学校の建設事業費について減額の補正が出ていますが、これについて伺います。釜石祥雲支援学校は今度新築ということで、非常に地域や保護者の期待も大きいところだと思っております。今年度に設計変更が行われていると承知しておりますが、この設計変更はどのようなものだったのか。そして、この設計変更に伴って、現在、高等部に10の教室不足が生じていると承知しておりますが、これがどのようになるのかをお示しいただければと思います。

〇近藤特別支援教育課長 釜石祥雲支援学校の新築移転にかかわりまして、平成 30 年度に今後の児童生徒数、学級数を予想し、開校時に多少ふえても対応できるような新校舎の設計を行いました。その後、予想を上回る児童生徒数、学級数の増加が見込まれたため、今年度設計の見直しを行い、新築移転後に教室不足が生じないように対応を図ったところです。内容といたしましては、特別支援教室の転用、それから必要に応じて教室を仕切る

などの仕様の変更をしております。

○岩渕誠委員 特別教室を普通教室に転用するということだと、新築段階で教室不足が発生するということですか。

○近藤特別支援教育課長 文部科学省の調査等における教室不足の定義ですけれども、児童生徒の増加に伴う一時的な対応、例えば特別支援教室の転用や教室の間仕切りをしている学校のうち、授業の実施に支障があるため整備が必要な教室数が教室不足とされています。このたびの設計の見直しによる転用について、具体的に申し上げますと、生徒会室は元から児童生徒がふえたときに普通教室化を想定して設計しているものですが、ふえる見込みがあるので教室に変更するなど、高等部の個別学習室を教室化するという、いわゆる転用することによって授業には支障がない、教室不足の定義には当たらないということで解消になっているということです。

○岩渕誠委員 私も初当選のときに、当時の養護学校、聾学校、盲学校を歩いたことがあるのですが、非常にショックを受けました。一つの普通教室の中をカーテンで仕切って授業を行っている。あるいは、図書室から本を廊下に出して、そこの空いた図書室のスペースで教育が行われている。しかも、それもまたカーテンで仕切っている。これは、普通の小学校、中学校、高校ではあり得ない、それぐらい非常に深刻な状況だったと思っています。岩手県の場合は直ちに各地の視察をされて、障がいのある子供たちの学習環境を整えようと先行してやってきたということは評価をしているのですが、釜石祥雲支援学校は、一応問題はないということでありますし、必要に応じて教室を仕切ることができる仕様ということでありますが、カーテンで仕切るなどということのないようにやるということですね。

○近藤特別支援教育課長 特別支援学校の就学の見込みは、なかなか予測が難しく、いわゆるフレキシブルに使えるような教室のつくりをある程度想定して準備しているものですので、間仕切り等で対応したときも、授業に支障がないように設計をさせていただいて、準備しているということです。

○岩渕誠委員 まさに今、特別支援教育課長がおっしゃっていましたが、設計段階で想定した数よりも、実際にはかなり数がふえるという現状は、どこの支援学校でもあり、その把握が非常に難しいということで、なかなか増改築、新築をする段階できちんと反映するシステムというのが難しいのだろうと思っています。そもそも学級減とか、生徒数が減少している中で、特別支援学校は児童生徒が増加しているわけですけれども、この要因をどうお考えですか。

○近藤特別支援教育課長 全体の児童生徒数が減少している中で、障がいのある児童生徒数の増加の要因ですけれども、特別支援学校の在籍数は、県内はほぼ現状維持か少し減っているという傾向です。全国的に見ると増加しているという状況です。

その要因といたしましては、やはり発達障がいの児童生徒の増加ということがあります。 また、学級数の増加ということで申し上げますと、障がいがかなり多様化しているという ことです。重複障がいをお持ちの児童生徒、それから医療的ケアが必要なお子さんも、かなり学校で学べる環境が整ってきているところです。

それから、釜石祥雲支援学校で申し上げますと、いわゆる小中学校と同じ教科書を使って勉強する児童、生徒、小中学校に準ずる教育課程のお子さんも通っております。例えば、そういうお子さんが1人入られても1学級をつくらなければならないということで、障がいの多様化に応じて学級数はふえていくという形になっておりますので、なかなか見込みが難しいところではありますけれども、先ほど申し上げたとおり、準備した教室等を工夫しながら、教育環境ができるだけよいものとなるよう対応していくところです。

○岩渕誠委員 学校現場も行政も、この対応は本当に御苦労されていると思います。令和 3年度の特別支援学校の教室不足は県全体で39クラス、このうち10クラスは釜石祥雲支援学校ということでありますから、これが解消されるということになりますと、あと29クラスということなのですが、多分ふえるのではないかと思っています。国は、財政支援をして、教室不足についてはアクセルを踏んでいくとお聞きしているのですが、今後の教室不足への対応はどのように進めていくお考えなのか。安易に今までのような手法を取るのか、きちんとした教育環境の整備にいくのか、方針をお示しください。

○近藤特別支援教育課長 このたびの教室不足調査についても、今年度の5月に策定いた しました岩手県立特別支援学校整備計画を入れております。例えば、釜石祥雲支援学校な ど新築移転という形で教育環境の改善を図っていくということにしております。

そのほか、先ほど申し上げたとおり、なかなか予測の難しさはあるわけですが、就学相談の状況やセンター機能の活用によって、小中学校に相談に行った際にさまざま情報収集をしたりだとか、学校の中で言えば、障がいの多様化によって個別対応がかなりふえているという状況もありますので、そういう状況等を注視しながら、随時学校や地域との情報共有を密にし、教室不足に反映できるようにしていきたいと思っております。

○岩渕誠委員 いずれ早急に対処していただきたいと思いますし、これについては国からも財政支援ということが出ていますから、それをきちんとやっていただきたいと思います。 新築しても、やはり期待感というのもあるから、どんどんふえていきますし、障がい種の部分で特別支援学校にというところはふえてくると思います。そうなると、教室不足の問題だけでなく、今度は教職員をどう確保するかという問題も出てきます。 喫緊の課題でいうと、1クラスふえて先生がふえると職員室に入れない。そうすると、特別支援学校の中で職員室が密な状況になってくると、新型コロナウイルス感染症の対応で、特に特別支援学校は特段の配慮が必要だと思うので、その環境をどうするかという問題も出てくると思います。

それから、もう一方で、特別支援学校の先生方については、女性の教職員の皆さんが本当に活躍をされておりますが、送迎やいろいろな介助のときに、どうしても男性職員の力を借りなければならないけれども、男性が少ないという状況もあって、現場は大変御苦労されているとお伺いしております。この辺の解消や改善をしていかないと、トータルの意

味で教育環境を維持できないのではないかと思っておりまして、この辺もお話をお聞かせ いただきたいと思います。

- ○木村県立学校人事課長 特別支援学校におきましては、男性教員のニーズが非常に高いことは重々承知しております。ただ、採用試験におきまして、男性、女性ということで性別を区切って募集をかけるということは現実的になかなか難しいところもありますので、そういった現場のニーズを踏まえながら、今後とも有為な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。
- ○岩渕誠委員 いずれ障がいのある人もない人も、教育環境をきちんと整備して教育を受けられるというのは最低限必要な話だと思います。その辺の認識と今後の方針について教育長から伺って終わります。
- ○佐藤教育長 特別支援学校の多様なニーズにどう対応していくかということでございます。昨年、岩手県立特別支援学校整備計画を策定しまして、今後の整備に努めていくということに取り組んでいくこととしております。そこで、計画策定の際にも、県内各地域の動向等を踏まえ、どのように対応していくかという予測は大変難しいところがありました。また、県内でもいろいろな要望等があって、例えば、二戸地区においても分教室から特別支援学校としての整備が求められてきており、これにつきましては、長年の地元の要望等にこたえる形で新校舎の整備に向けて取り組むということ、それから場所についても、福岡工業高校の敷地内というところまで方針を定め、具体的な整備計画について取り組みを進めていこうとしているところです。

県内で特に支援が必要な子供たちの学びの環境をしっかり確保していくということ、それらに対応していくための取り組み、そして的確な見通しを地元の関係者と情報を密にしながら、的確にニーズに対応していくよう努めていきたいと考えております。

○千葉絢子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

[再開]

- ○千葉絢子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○斉藤信委員 189 ページの被災児童生徒就学援助事業費補助が 2 億円の減額補正となっていますが、先ほど事業だけは言われましたけれども、どれだけの生徒がこの被災児童生徒就学援助を受けて、今回減額になった具体的理由は何なのか示してください。
- ○新田学校施設課長 被災児童生徒就学援助事業につきましては、東日本大震災津波に起因して経済的に就学困難な状況になった児童生徒の保護者に学用品費や修学旅行費、学校給食費等の就学援助を行った市町村に対し、国が補助率 10 分の 10 の補助を行っているものであります。

2月補正予算につきましては、該当する16市町村の令和3年度支給実績見込みに基づき 積算しているものでありまして、補正額減の主な要因といたしましては、震災からの年数 経過により対象となる児童生徒数が減少していることに加え、陸前高田市の通学費、スク ールバス運行委託費の減によるものです。

具体的には、令和3年度当初予算に計上しておりました陸前高田市のスクールバス7路線のうち、4路線は防潮堤工事の終了に伴い廃止され、残り3路線につきましては、路線継続はしているものの、当該路線における対象児童生徒の乗車割合が50%を下回ったため、国の補助対象要件から外れ市単独経費の対応となったことから、大幅な減となっているものです。

また、児童生徒数につきましては、令和3年度当初予算時点では1,459人と積算しておりましたが、2月補正予算時点で883人になっているものです。ちなみに、令和2年度の支給実績につきましては968人となっているものです。

- ○斉藤信委員 この被災児童生徒就学援助事業というのは、来年度も継続されることになっていますか。
- ○新田学校施設課長 当該事業につきましては、支援を必要とする児童生徒を持つ世帯が解消するまで財政支援を継続するよう県として国に対して要望しておりますので、引き続き文部科学省のほうに要望してまいりたいと思います。来年度以降も継続するということで要望したいと思いますし、今のところ継続となっています。
- ○斉藤信委員 来年度も継続と受けとめてよろしいということですね。

次に、いわての学び希望基金奨学金給付事業費は1,069万円の減額、いわての学び基金 大学等進学支援一時金給付事業費は3,750万円の減額補正ですけれども、これの前年度と 今年度の実績を示してください。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今年度の実績と昨年度の実績ということでございます。まず、奨学金でございますが、昨年度の実績が、小学生、中学生、高校生の合計で申し上げますと 291 人でした。今年度の実績は今のところまだ見込みでございますが、250 人となっております。

次に、一時金でございますが、令和2年度の実績が132人でしたが、今年度の実績見込みが95人となっております。

- ○斉藤信委員 次に、190 ページ、部活動指導員配置事業費補助というのがありますが、 これは422万円の減でしょうか。今年度の部活動指導員の配置の見込みを示してください。
- ○清川保健体育課総括課長 今年度の部活動指導員の配置の実績でございますが、市町村立学校につきましては20市町村、69校、106名の配置をしております。県立学校につきましては78名の配置となっております。
- ○斉藤信委員 それは前年度と比べてどうなりますか。
- ○清川保健体育課総括課長 昨年度の実績でございますが、市町村立学校につきましては 16 市町村、56 校に 85 名を配置しておりますし、県立学校につきましては 62 名の配置となっております。
- ○斉藤信委員 これは若干ふえたということになると思います。
 次に、先ほども取り上げられましたが、いわて教育情報ネットワーク運営費については、

指導者用のパソコンを 2,769 台整備したということです。本会議の答弁で、高校生に対するパソコンの整備は 7割という話でしたが、小中学校は全ての児童、生徒分だと思いますけれども、なぜ高校生への整備は 7割なのか。全国的には個人に買わせるということも起きているのです。 3割の生徒はどうなるのかを示してください。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 生徒1人1台端末の県立学校での整備状況についてでございますが、公立の中学校、あるいは特別支援学校の小学部、中学部については、全て公費で整備するということです。 高校につきましては、今委員からお話があったとおり、今のところ7割を公費で整備して、3割分を生徒個人が所有している端末で対応、いわゆるBYODと呼んでいるものです。

こちらは、令和3年1月に調査をした結果、生徒が約3割ぐらいはもう持っているというデータのもと、公費で整備する7割と個人所有の3割で1人1台端末の環境を整備しようとするものです。ただ、これはあくまでも令和3年1月時点の調査でございますので、当然増減はあると思いますが、もし3割に満たないような場合については、学校に整備してあるパソコンを活用するなどにより対応することを考えております。いずれ1人1台端末の環境を整備することとしております。

- ○斉藤信委員 大変中途半端な話だと思うのです。 7割分は確保して、3割は個人ということで、個人はどうやって決めるのですか。例えば、学校で使うときは自分のパソコンを持ってくるということになるのでしょうか。または、自分のパソコンにいろいろなデータを送信できるようになっているのですか。実際にはどのようになっていますか。全国的には個人に買わせるということが大問題になっている中で、そういうことはあってはならないと思うのだけれども、その保障はありますか。
- ○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 先ほど申し上げました調査において、個人で持っている方が一定程度おりますので、個人の端末を活用することで、生徒本人も自分の端末であり、使用しやすいということ、そして高校卒業後に大学進学や就職をしても、自分の端末を使うということは、本人にとってもいいということで、本人の希望で準備できる方には持ってきていただき、足りない場合は公費で準備したものにより対応するという考え方です。
- ○斉藤信委員 大変中途半端ですね。私は、教育用だったら全員分をきちんと整備すべきだと思います。パソコンを持っているから個人のパソコンを使うというのは、おかしい話ではないですか。授業で使うわけでしょう。本来は授業用の備品なわけです。高校生だったら、今は3割どころではなくパソコンを持っているのではないでしょうか。これは全国でも、7割程度しか配備しないということなのでしょうか。実際に現場でそうなっているのですか。3割の生徒を特定して、あなたは自分のパソコンでやってくださいということになっているのでしょうか。
- ○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 全国の状況についてでございますが、文部科学省の調査で、来年度の見込みとして各都道府県に調査した結果では、設置者負担を原則とし

ているところが 24 自治体、保護者負担を原則としているところが 23 自治体という調査結果が出ております。これはあくまでも令和 4 年度の見込みということです。

また、学校現場の状況についてでございますが、来年度以降1人1台端末の活用に当たり、既に学校を通じて、来年度、自分の端末を使用する方は学校に持ってくるようにというお知らせをしているところです。その状況に応じて、自分の端末を使う生徒もいれば、公費で整備した端末を使う生徒もいるという状況になるということです。

- **○斉藤信委員** 今の答弁だと 24 自治体は設置者負担だと、これは全員分が都道府県負担 ということですね。高校教育課長、今、学校現場がどうなっているかわかるでしょう。実 際のところどうなっているのですか。
- ○須川高校教育課長 先ほど説明がありましたとおり、1人1台端末が整備されるのは来年度の新入生からということになると思います。今は1人1台端末になっていないところです。ただ、1人1台端末ですが、よく言うクロームブックなどでありまして、今は生徒のほとんどがスマートフォンを持っていますので、スマートフォンを使いながらICTを活用した授業を推進しております。ただ、スマートフォンは小さいですので、やはり見にくいことなどありますので、それは各教室にある大型提示装置に投映するなど、今、過渡期でありますので、1人1台端末の整備に向けていろいろ準備をしているところです。
- **○斉藤信委員** 24 自治体が設置者負担だから、全生徒分を都道府県が配備するということなのでしょうか。
- ○須川高校教育課長 はい。
- ○斉藤信委員 そうであれば、岩手県もそうすべきではないですか。例えば、4月から新入生が入ってきますが、新入生の動向というのはわかるのですか。新入生も7割ですか。 そういうわけにはいかないと思います。真面目にICT教育を進めようとするのであれば、 基本的に分け隔てなく提供するのは当たり前ではないでしょうか。7割にした理由は何ですか。
- ○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 繰り返しになって恐縮ですが、令和3年1月に調査した時点で、大体3割の生徒が自分のパソコンを持っているということでありますが、委員から御指摘のあったとおり、今度の1年生がどれくらい持っているかということについては、実際に異なることもあると思いますので、その場合は、パソコン教室に配備してある公費で整備したパソコンも活用しながら、1人1台端末の環境を整えていこうと考えております。
- ○斉藤信委員 私が聞いたことに答えていないのです。何で7割なのですか。24 都道府県は全生徒分を配備しているのです。教育長、その理由は何ですか。
- ○佐藤教育長 数字の基となったのはアンケート調査に基づくものであります。今、急速 にIT化が進んでおりますし、例えば、大学に進学した場合、大学でもオンライン授業が もう常態化してきております。大学進学を考えている生徒は、もう早い段階からパソコン になれ親しんでおくのがいいでしょうというそれぞれの進路目標に沿った形でのパソコン

の所持というのは推奨されるものと考えております。

また、高校に入学した場合に多額の費用がかかるということも問題となっております。例えば、電子辞書など、そういったものを重複して持つことなく、パソコンを所持する、また今、探究的な学びもどんどん進めてきておりますから、探究的な学習や、それぞれの生徒の進路実現にも非常に大事なものだと思います。そして、先ほど委員がおっしゃったように、所持率は高くなっていくのではないかということも言われておりますが、改めて調査をした上で、不足する場合はパソコン教室の端末を活用していきます。このパソコン教室の端末も今デスクトップからノートパソコンに順次切りかえておりますので、仮に不足しても、対応できるように学校での整備を進めているところです。

○斉藤信委員 高校だけ7割というのはおかしいと思うのです。教育無償化なのです。高等教育も無償化にするという条約に、日本は留保を撤回したのです。大学まで無償化を目指すというのは、やっていませんけれども日本政府の方針です。ましてや高校は準義務教育でしょう。高校教育無償化もそういう精神で対応すべきなのです。実際、24 自治体では行われているわけです。来年度、新入生が入ったときに、学校から提供されるのは7割ですというのはおかしな話です。個人が使うパソコンは個人が使えばいいのです。しかし、ICT教育をやろうとしたら、学校が責任を持って保障するというのが当たり前のことではないでしょうか。7割というのは本当におかしいと思います。

県立学校ICT機器整備事業費は2億4,200万円の減額補正になっています。一方で減額していて、7割しか保障しないというのは変な話だと指摘しておきたいと思います。中途半端なことをしないで、基本的にはどの生徒も同じように教育を保障するということを厳しく指摘をして再検討していただきたい。

最後に、岩手県立野外活動センターは昨年オープンしましたけれども、2,754 万円の管理運営費の減額となりました。これはどういうことなのか。私たちもオープンする前に視察しましたけれども、宿泊棟の部屋の中はベッドだけなのです。四つのベッドがあって、ほとんど隙間がない。私は、ただ寝ればいいだけという宿泊環境はいかがなものかと感じてきましたが、管理運営費の減額の中身と、宿泊棟の状況について把握されているかを示していただきたい。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 ただいま御質問がございました岩手県立野外活動センターの管理運営費の減額についてでございますけれども、大きなところにつきましては需用費でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして利用者数が減少しておりますので、光熱水費の減額となっております。また、委託料につきましては、清掃及び浄化槽管理委託等の契約実績による減額ということです。ここが主なところとなっております。

二つ目の御質問の各宿泊室の状況についてでございますけれども、今年度、予算の中で 備品購入費といたしまして、いわての森林づくり基金を活用し、県産木材を使ったテーブ ルを各宿泊室に配置し、利用者の方々がくつろげる環境をつくろうと考えております。し かしながら、県産材の入手が困難ということもありまして、今年度は断念させていただい たところです。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 ほかにければ、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
- ○斉藤信委員 私は補正予算に賛成しますが、今、取り上げたように、高校生に対する1人1台端末を7割しか配備しないというのは片手落ちだと思います。24 都道府県は設置者負担でやっているということですから、このことについては再考を求めたいということを述べて賛成します。
- ○千葉絢子委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第67号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新田学校施設課長 議案第 67 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償 の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

- 〇小西和子委員 3月8日に公立高校の一般入学者選抜が行われます。まず最初に、新型 コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の受験についてお伺いいたします。高校 一般入試で感染者及び濃厚接触者などとなり、3月8日の本検査を欠席した場合の追検査 等について伺います。
- ○須川高校教育課長 感染者及び濃厚接触者等の対応についてでありますが、3月8日の一般入学者選抜の学力検査を欠席した場合は、3月14日の追検査を受験することができることとしており、合否判定に当たっては追検査受験者も3月8日の検査を受験した者と同等に扱い、3月8日の検査を受験した者と追検査を受験した者を一括して選抜することとしております。また、3月14日の追検査も受験できなかった場合には、調査書に記載された内容に基づいて総合的合否を判断することとしております。
- ○小西和子委員 どちらも受験できなかった場合は、調査書に記載された内容に基づき、総合的に合否を判断するということです。今は誰が感染してもおかしくない状況にありますので、生徒に不利にならないよう慎重に総合的な判断を行うべきと考えますが、県教育委員会のお考えはいかがですか。
- ○須川高校教育課長 本検査と追検査の両方を受験できない場合の合否判定についてでありますが、県教育委員会といたしましては、各県立高等学校長に合否判定についての考え等を周知し、適切な対応が行われるように準備を進めているところです。また、各県立高等学校長が判断に迷う場合には、学校教育室に電話で相談するよう依頼しているところであり、受験生に不公平が生じないよう適切に取り進めてまいります。
- **〇小西和子委員** それから、倍率が 0.85 なのですけれども、少人数でも欠員が生じた場合は、再募集を望む声があります。そのあたりの見解はいかがでしょうか。
- ○須川高校教育課長 少人数の学校の二次募集についてでございますが、県立高校入試においては、欠員が定員の10%以上である学科等は実施することとしておりますが、欠員が定員の10%未満でも学校の判断で二次募集を実施することができることになっております。令和3年度入試においても欠員が10%未満であった学校は13校あり、そのうち二次募集を実施した学校が6校あったところです。県教育委員会といたしましては、引き続き学校の状況や判断で二次募集を行うことができるよう適切に対応してまいります。
- ○小西和子委員 陽性者の生徒へのフォローというものも大事だと思います。その生徒が

周りにうつしてしまって、うつされた生徒が受験できなかったというようなことがあると 自分を責めたりしますし、うわさが立ったりということもとても心配なのですが、そのあ たりのフォローというのはどう考えていますか。

○三浦義務教育課長 陽性者への生徒のフォローについてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症に係る陽性者への差別や偏見、誹謗中傷が生じないよう、各学校においてこれまで継続的に指導してきたところであり、これまで陽性者が出た学校におきましては、児童生徒が休んだ友人を心配して温かい対応を取っていると聞いております。公立高校一般入試選抜においても、改めて事前に指導するとともに、やむを得ず本検査を受験できない生徒が出た場合、学校が家庭と連携して心のケアに当たるなど、生徒が進路実現に向けて力を尽くすことができるよう市町村教育委員会と連携を図り支援してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 心とからだの健康観察の集計結果が届けられました。虫眼鏡で見なければならないくらい細かい字で本当に大変でした。結果をどのように分析しているのか、今後の岩手県の教育にどう生かしていくのかということなのですけれども、やはり沿岸 12市町村と内陸 21市町村の差もあることながら、要サポートの割合が大きいのは小学校、それも低学年の2年生が大きいのです。今後、どのような対策を講じるのかお伺いします。

○泉澤生徒指導課長 心とからだの健康観察の集計結果の分析と今後の教育についてでありますが、地域ごとの傾向としましては、経年比較をすることで状況を把握しておりまして、要サポートと言われる児童生徒を優先的に教育相談するということで進めているところです。それから、沿岸部の小学校の低学年で依然として高い状況が続いていることについては、注視していかなければならないと認識しております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の経年変化がわかる資料を個別に学校のほうにも提供しておりますので、児童生徒の理解のツールの一つとして今後も活用してまいりたいと考えているところです。あわせて、今後もスクールカウンセラー等の配置や教員研修の充実を図りながら、一人一人の子供たちに寄り添う支援として、心とからだの健康観察の活用を含めた幼児児童生徒のこころのサポート事業を継続してまいりたいと考えております。

〇小西和子委員 要サポートの児童生徒の支援をしっかりしなければ、不登校にもつながってきますので、よろしくお願いいたします。

では、岩手県教職員働き方改革プランについてです。今年度、第3四半期までの時点で、時間外在校等時間が100時間以上となった教職員は0.2%と答弁していただいております。 人数を伺いますが、働き方改革プランには80時間、それから上限規制の45時間もありますので、80時間以上、45時間以上の人数についても伺いたいと思います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 御質問のありました時間外在校等時間についてでございます。今年度、第3四半期までの時点で県立学校におきまして、時間外在校等時間 45 時間を超える教職員は、週休日の部活動を除いた形で御報告させていただきますが、延べ

人数で 3,150 人となっております。これは、令和 2 年度同期ですと 3,721 人ということで、571 人の減となっております。

次に、80 時間以上は、週休日の部活動指導を含む教員数になりますが、延べ1,235人となっております。これは、令和2年度と比べますと、令和2年度が1,174人ということで、61人の増となっております。

次に、100時間以上は、週休日の部活動指導を含む数字でございますが、延べ69人、これは令和2年度ですと90人ということで、21人減という状況となっております。

○小西和子委員 私は、前年度と比較してなどと言っていません。割合を聞いております。 全体に占める割合をお願いします。時間がありませんので、後でわかったら教えてください。

ある学校の進学校の教職員に聞いた話です。100 時間を超えそうになると、管理職、事務長から超えないようにとの要請があり、タイムカードで調整することもあるし、仕事を持ち帰って調整しているということでした。このことは県教育委員会も御存じだと思うのですがどのように捉えていますか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 労働安全衛生法及び関連規則におきましては、事業者は労働者の労働時間につきまして客観的な方法により把握しなければならないとされているところです。また、客観的勤務時間の把握につきましては、教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置として、教職員の業務量の適切な管理を行うための基礎となるものです。こうしたことから、県教育委員会といたしましては、時間外在校等時間を適正に把握し、教職員の負担軽減に向けた取り組みにつなげていくよう、これまでも県立学校及び市町村教育委員会に周知してきたところです。

学校長には、教職員を管理する立場として、所属する教職員が適正な記録を残すように 指導する責任がありますことから、県教育委員会といたしましては、各学校長が教職員の 勤務時間に関して適切なマネジメントを行うよう引き続き働きかけていくこととしており ます。

〇小西和子委員 なぜそういうことをしているかというと業務量が多いからです。県教育 委員会が本気になって業務量を減らしていかなければならないのです。そこが問題だと思 います。

この数字というのは週休日の部活動の従事時間を除いた分でしたよね。確か今回の働き 方改革は2段構えでやるということでした。それであれば、週休日の部活動の従事時間を 把握することでしたけれども、今年度第3四半期までの平均時間を伺います。

〇八重樫参事兼教職員課総括課長 今年度、第3四半期時点の週休日の部活動従事時間の 状況でございます。高等学校及び特別支援学校を合わせた県立学校の教員に係る週休日の 部活動従事時間につきましては、1人当たり月平均で約9時間となっております。なお、 県立学校のうち特別支援学校を除きました高等学校における1人当たりの月平均時間は約 13時間30分という状況です。 ○小西和子委員 とにかく週休日の部活動を除いても、まだ目標を達成できないということです。

週休日の部活動の従事時間を加えた場合の時間外在校等時間が 100 時間以上の割合と人数を伺います。80 時間超えと 45 時間超えについても伺います。

〇八重樫参事兼教職員課総括課長 第3四半期時点の県立学校における週休日の部活動 従事時間を含む時間外在校等時間が100時間以上となる教職員の割合ですが、100時間に は週休日の部活動指導を含めた形で集計しておりますので0.2%となります。先ほど述べ たとおり、延べ人数としては69人となっております。45時間以上となる割合は9.4%で、 80時間以上となる者は3.7%となっております。

〇小西和子委員 令和3年12月24日に公表した令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進する上での留意事項についてという文部科学省からの通知に、各教育委員会において定量的なものを含む独自の目標を定め、各教育委員会におけるそれまでの働き方改革に係る取り組みの実施が、当該目標の達成に効果的か否かを検証の上、改善するとあるのですけれども、何か達成できないですね。改善しなければならないと思うのですけれども、この岩手県教職員働き方改革プランについて、小中学校、県立学校における今年度の達成度をどう捉えているのでしょうか。目標を達成するための方策を教育長にお伺いします。

○佐藤教育長 昨年、このプランを策定しまして、各市町村教育委員会、小中学校も含め、 取り組みについて要請してまいりました。県立学校についても、学校訪問において校長と 面談する際には、二つの重点テーマにより意見交換をしています。その中の一つがこの働 き方改革プランの取り組みについて、それぞれの校長がそれぞれの学校でどのような取り 組みをしているか話を聞いております。もう一つは、不来方高校事案の検証の取り組みに ついての内容を確認しているところであります。

今委員が御指摘のとおり、これまでの成果、実績等、なかなか目標を完全にクリアできるところまでは至っておりませんが、さまざまな取り組みの事例集等も出しておりますし、学校閉庁日も全ての学校が取り組むようになってきました。その日数も拡大してきている傾向も見受けられます。

それから、やはり何といっても意識改革が重要だと思います。そのためにも、私が学校を訪問した際には校長に直接、具体の取り組みを確認したり、他の学校での取り組み事例等も話をさせていただいております。

一般質問の答弁の際にも、ゆとりという話をしました。これは精神的なゆとりであり、 そういった余裕がなければ子供たちと向き合うことができないと思います。物理的な削減 も当然取り組んでいくこととしますが、もう一つは教員の精神的な負担感の軽減というも のも進めていかなければならないと考えております。

例えば、ことしの岩手県教育研究発表会についてもICT機器を活用して集合型からオンラインによる配信とし、出張等をしなくても学校で多くの先生方が研究発表を視聴でき

るという形とするなど I C T機器の活用も図りながら、実効性の高い働き方改革につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

○岩渕誠委員 県立学校の入試の対応について、今も質疑が交わされたところであります。これについては、昨年10月に中学校を通じて、中学校3年生及び保護者については配付しているということでありますけれども、手続の流れの中で、新型コロナウイルス感染症に罹患をした、あるいは濃厚接触者になった場合に、医師の診断書等を中学校に提出するという流れになっています。今、オミクロン株が拡大して、例えば、濃厚接触者については、保健所が確定しているところもありますが、みなし陽性で対応しているところもあります。要は医療現場も保健所も対応できないような状況の中で、志願者に医師の診断書等を提出させるということになると、実態と合わないのではないかと思います。運用上、少し緩めたことをしないと、非常に入試の前の段階で心理的な影響も含めて、過大な負担になるのではないかと思っているのですが、この辺はどのように考えていますか。

○須川高校教育課長 先ほど委員から御指摘のありました 10 月の説明会につきましては、 要項の中でも周知しておりますし、受験者本人、保護者も含め、徹底させていただいておりますが、今ありましたように、オミクロン株のこともありまして、実は 2 月 25 日付で新たに通知しております。感染した場合、濃厚接触者となった場合に検査の結果が出るまで時間がかかっていますので、実際のところ、感染者や濃厚接触者だけではなく、感染者または濃厚接触者の疑いのある者、言いかえれば、検査をこれから受ける、または、検査を受けたけれども結果が出ていないという生徒が出てくると思います。それに関しては、証明書は当然出せないわけですので、そういう場合に関しての対応も含めて、2 月 25 日に通知したところです。これは、中学校を通じて受験生、保護者に周知したところです。

○岩渕誠委員 いずれできるだけ幅広に捉えるということが大事だと思いますので、その際はお願いをしたいと思います。

一方で、少し懸念をしておりますのが、中学校の休校措置等が取られた割合は大体 27.5%と聞いているのですが、受験会場となる高校は、半数以上が休校措置を取られたという実績があります。つまり受験会場となる高校のほうが、卒業式が終わっても1、2年生は通学しているわけですから、どうなのかという話になるわけです。ここについては明記がないわけであります。対策はされていると思うのですが、どういう対応になっているかをお知らせいただきたいと思います。

○須川高校教育課長 新型コロナウイルス感染症対策として、各学校に日常の対策等々を 今までも周知しておりますし、各学校でも非常にいい形で対応していただいております。 生徒も教職員も含めてです。その上で、高校入試に関しましては、非常に大切な機会とな りますので、受け入れ側の高等学校でも事前の対応として、受験者が使用する机や椅子、 手すりやドアノブの消毒を行っております。今まで行っていた下見は昨年から実施してお りませんし、監督者となる高校の教員も体調管理に十分に留意するなど、事前の説明会に おいて、当日の具体的な対応を周知しているところです。 例えば、一般入試の前日に高校の中で感染者が確認された場合なども想定されると思うのですけれども、その場合でも、生徒や教員が感染者であると確認された場合には、必要な箇所を消毒し、検査は予定どおり実施するということにしております。また、感染によって、監督者となる教員が不足する事態となった場合には、県教育委員会事務局等から職員を派遣し、予定どおり実施することにしております。また、地域の中学校等で感染が広がっているということで、一部の学校では、一般入試が3月8日火曜日でありますから、月曜日を臨時休業等にして対策をしている学校もあります。

- ○岩渕誠委員 最後のところが重要だと思います。やはり一般の行事とは違うものですから、万全の対策を打っていただきたいと思います。今の話を聞くと、高校側で前日の夜に感染者が出たとしても、その試験会場については夜通しかけて消毒をしてちゃんと実施するということですね。
- ○須川高校教育課長 基本的にはそのような対応を取りたいと思っております。
- **〇岩渕誠委員** いずれ最悪のケースを想定して、万全の体制で学力検査の日を迎えていただきたいと思っております。

次は、一般質問でも我が会派の千葉秀幸議員が取り上げておりましたが、新型コロナウイルス感染症により臨時休校になったときに、端末の持ち帰り状況の問題がありましたので、これに絞って聞きます。これを聞く前に、今、子供たちに配備をされている端末というのは、学校現場の感覚として、教科書ですか、文房具ですか、教材ですか、何ですか。

- ○中川学校教育企画監 文部科学省は、新しい文房具と位置づけておりまして、学校としてもまずは文房具という形で捉えながら、そこにさまざまなデジタルドリルやデジタル教科書が入っていますので、教材という位置づけもあわせ持ったものということで学校現場は運用しているものと捉えています。
- ○岩渕誠委員 基本は文房具ですよね。まれに教科書を持って帰らない子供もいますが、 筆箱を持って帰らない、消しゴムを持って帰らない、鉛筆を持って帰らないという子供は いませんよね。ところが、端末は持ち帰らないんです。岩手県だけです。小学校も中学校 も8割を切っている。全国平均は大体95%で、全国でも7割台というのは岩手県だけです から、悲しい実態だと思います。これについては、市町村教育委員会の管轄ではあります が、県教育委員会のほうで2度通達文書を出して、相当促していたと思うのですけれども、 この数字についての県教育委員会の認識はどうですか。
- ○三浦義務教育課長 委員御指摘の小中学校での1人1台端末の持ち帰りの準備の状況 でございますけれども、特に文部科学省の調査においては、緊急時、新型コロナウイルス 感染症等で学校が一時的に閉鎖になったような状況で学びをとめないために、必要な準備 をしていただくということができているかどうかという調査であったと認識しておりますが、一部の市町村で破損時のルールが未整備であることや家庭での通信環境が一律に整備 されていないということから、持ち帰りの準備がまだ整っていないと回答したものと捉え ております。

県教育委員会としては、委員御指摘のとおりに、非常時の学びの継続のための準備については、繰り返し市町村に働きかけておりましたので、引き続き理解いただき、推進していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 2回目の通知の文書は県立学校の校長に宛てたものですが、全生徒の通信環境等が確保されないことを理由に実施をためらうことなくという文言があります。まさにこのとおりなのですが、私が想定しているのは、そうは言ってもWi─Fi環境がなかなか整わない、金銭負担がある、保護者にもっと負担をかけるという理由だったら聞く耳ぐらい持つのですけれども、端末の破損時のルールが未整備であるというのは理由にならないと思います。どこかの大きな市町村が言う話ではないと思うのですが、これは本当ですか。

○三浦義務教育課長 端末の破損時のルールが未整備ということで、聞き取りによりますと、端末の持ち帰りについての破損あるいは故障、盗難等における補償が確保されていない市町村において、そのことによるトラブル等の懸念があって、ルールの整備を急いでいるところであると承知しております。

○岩渕誠委員 それは、言い訳にならないと思います。ルールをつくるのは内部の問題で しょうし、先行事例があるのだから、議論してやればいいだけの話です。市の教育委員会 の話なので、県教育委員会に言ってもだめなのだけれども、教育行政に携わる人の問題で、 全体の教育行政をつかさどる県の立場からすれば、このようなことがあってはいけないと 思うのですが、教育長はどう思いますか。

○佐藤教育長 まさに委員おっしゃるとおりだと思います。全国でもまれなケースなのですが、本県は、33 市町村の教育長が加盟しまして、岩手県学校教育 I C T推進協議会という岩手県全体で I C T教育を推進していきましょうという組織をつくっており、それは、一つには市町村ごとに対応にばらつきがあってはいけないということを主眼として、来年度の当初予算ではG I G A スクール運営支援センターも立ち上げて市町村の支援もしていきましょう、I C T リテラシーの向上にも全県一体となってやっていきましょう、統合型校務支援システムの導入についても進めていきましょうということで取り組んでおります。本来であれば2月に I C T 推進協議会を開いて、市町村で差が生じないよう教育長が一堂に会したところでお願いをする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の対応のために開催ができなかったということで通知等をしたところです。

いずれ全県一体となって取り組んでいくよう、ICT推進協議会やワーキンググループにおいて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○岩渕誠委員 この答弁書を書くときも、今、答弁しているときも、どのような思いで答 弁しているかと私も同情します。大人の都合で子供の教育環境を奪っているとしか言いよ うがない。それは絶対にあってはならないことだということは指摘をしておきます。

次に、県立学校の状況ですけれども、ICTを使った学びの保障は一体どのような現状になっているか。先ほど、高校生に対する端末の整備が7割という話もありましたけれど

も、運用上、個人の端末でも何でもいいのですが、こういうものは進められているのか、 どういう状況になっているかお示しいただけますか。

○須川高校教育課長 先ほども少しお話ししましたけれども、現段階で県立高校では1人1台端末という状況にはなっておりません。今、過渡期ということで、スマートフォンはほぼ全員持っていますので、スマートフォンを使ってICTを活用しながら授業を進める。それも使えばいいというものではなくて、一番効果的な場面を想定しながら使っていく。それを今度1人1台端末になったときに活用していくという方向で考えているところです。そして、現段階では、臨時休業になったときに学校と生徒一人一人がちゃんとやり取りができるようにということで、まずはオンラインによるショートホームルームや課題の配付、回収という部分から始めておりまして、先生方によっては、ユーチューブ等で授業を配信したり、臨時休業になっていなくても、自宅待機になっている生徒のために教室にカメラを置いて、そのクラスの授業を全部配信したり、各校さまざま工夫をしながら対応してきているところです。

○岩渕誠委員 大変工夫をされている状況は私も伺っております。なかなかすごい取り組みもある一方で、教員間によって差が激しいというのが実態だと思います。ただ文房具であれば、どれくらい使うかという問題はあるにしても、やはり使わなければならないわけです。デジタルを進めて教育現場でさらに子供たちの可能性を引き出す。ましてや今、新型コロナウイルス感染症による学びの保障というところから、本来の新しい学習指導要領によるディープラーニングやアクティブラーニングといったところには欠かせないものですから、これを成功させるかどうかというのは岩手県の教育界が飛躍的に伸びるのか、それとも今の位置のまま、あるいはもっとずっこけてしまうのかという大きなところに来ていると思いますが、この辺はどうですか。

○須川高校教育課長 まさに委員御指摘のとおりだと感じております。ただ、GIGAスクール構想というのは、国の予算がついて2年前倒しになったということで、高校段階でも準備はしていたのですが、その準備がかなり加速度的に前倒しになったところもありますので、横並びで全員ができるようにという発想ではなくて、本当に鋭意各学校でできるところからということで、多少の差は生じてもしようがないと思います。ただ、最低限のラインはもちろん担保しなければならないわけですが、そういう形で各学校が取り組みを進めております。

その例としては、先ほど少し話題にもなりましたが、文部科学省や経済産業省のサイトがありまして、そこで、働き方改革の一つの方法として、ICTの利活用ということが言われております。今は紙に印刷して配付しておりますけれども、教員にとってはそれだけでもかなりの仕事量なのですが、それをデジタルにするだけで、かなり仕事量が減ってきますし、紙がなくなるわけですから、場所もいらなくなり、今の両袖机も、もしかしたら将来的にはなくなるかもしれません。あとは全国の先進事例も県教育委員会のほうで紹介しながら、少しずつでもとにかく前へ進みつつ、生徒の不利益とならないよう岩手県に生

まれたからICTがおくれてしまったとならないように県教育委員会としても鋭意努力してまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 いずれ総合力でやっていかなければいけないと思います。そういう意味では、学びのテクニックや教えるテクニックというのは先生にかなわないのだけれども、それをどう生かして、どこに結びつけるかといったら、民間の力も必要だと思います。こういうのをきちんと入れていかないと、学校現場、教育界だけで完結しようと思っても限度があります。 I C T の民間活用という部分をぜひ教育現場でも考えていただきたいと思います。所感があれば伺って終わります。

〇中川学校教育企画監 委員御指摘のとおり、いかに民間も含めた外部の力を活用しながら I C T を進めていくのかが非常に重要だと捉えております。来年度から全県で高校の魅力化も本格的にスタートさせますので、そういった中で地域人材も活用しながら、 I C T の推進に努めてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員長 この際、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。 ○八重樫参事兼教職員課総括課長 先ほど小西和子委員から御質問いただいた際、答弁が 不十分だった部分がございましたので、再度答弁させていただきたいと思います。

週休日の部活動の従事時間を加えた場合の時間外在校等時間 100 時間以上となる割合と人数のお尋ねの部分で、100 時間以上の部分は 0.2%で延べ 69 人です。その後、45 時間を超える教職員の割合と 80 時間以上の教職員の割合、それぞれ 9.4%と 3.7%と申し上げました。45 時間超の部分につきましては、週休日の部活動従事時間を含めない割合で 9.4%となっておりまして、週休日の部活動指導時間を含めた 45 時間を超えた割合でいいますと 24.5%となるものです。

○斉藤信委員 最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。小中学校、 高校における新型コロナウイルス感染症の感染状況、クラスター発生状況、学級閉鎖、学 年閉鎖、休校の措置はどうなっているでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 3月2日時点の公立学校における感染状況ですが、児童生徒 2,013人、教職員 152人、クラスター発生 57 件となっております。

続いて、これも3月2日時点の公立学校における臨時休業等の状況ですが、学級閉鎖が125校、延べ173回、学年閉鎖74校で延べ81回、臨時休業は121校、延べ151回となっております。

- ○斉藤信委員 今の数字は1月1日以降ですか。それとも累計ですか。
- ○清川保健体育課総括課長 今申し上げました数字は累計です。
- ○斉藤信委員 では、1月1日以降、オミクロン株はどうですか。
- **○清川保健体育課総括課長** 1月1日以降の感染状況でございます。児童生徒の感染者につきましては1,742人、教職員は111人、クラスターの発生は50件となっております。

臨時休業等につきましては、学級閉鎖が 119 校、延べ 158 回、学年閉鎖は 65 校、延べ 69 回、臨時休業が 76 校、延べ 81 回となっております。

- ○斉藤信委員 この間、学校のクラスターが一番多いのです。感染者も10代以下が教育・保育施設とありますから、学校のほうが多いと言ってもいいでしょう。今、学校の対策はどういう点を注視して取り組んでいますか。
- ○清川保健体育課総括課長 現在、主流になっていますオミクロン株による知見や感染の 状況を踏まえまして、現在では感染リスクが特に高い学習活動については基本的に控える こと、あるいは部活動につきましては平日のみ2時間以内、他校との練習試合は原則禁止 しておりますし、部活動前後の集団での飲食や部室の一斉利用を控えるなど、学校内での 感染症対策を強化、徹底するように各学校に通知しているところです。
- ○斉藤信委員 感染者の数も大変多いのですけれども、恐らくこの数倍、濃厚接触者が出ているのです。学校に来られなくなっている。こういう状況ですから、子供たちを大事にする、教育を保障するという取り組みにぜひ全力を挙げてやっていただきたい。岩手県の場合、全国で一番感染拡大率が高いのです。まだピークになっていない増加傾向という大変厳しい状況で、これから入試もあり、修了式、卒業式もあるということですから、緊張感を持ってぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、きのうの本会議でも取り上げましたが、県立福岡工業高校と県立一戸高校の統合問題について、県立福岡工業高校は来年度の入試の応募者も推薦1名、そして応募者が61名と、ことしを超える入学者が見込まれます。統廃合の計画を立てたときと状況が違っているのではないかと思います。きのう、国家資格、ジュニアマイスターの取得状況も詳しくお話をしましたが、これだけ実績を上げて、入学者がふえている県北唯一の専門高校の2学科を1学科に減らすという統合を進める条件は大きく変わったと思いますが、いかがですか。

○森田高校改革課長 県立福岡工業高校の志願者の関係でございます。今年度、二戸ブロックの中学校3年生の数は413人です。なお、昨年は395人ということで、18人ほどふえている状況です。確かに委員御指摘のとおり、県立福岡工業高校志願者数が増加している傾向にありますけれども、それでも、同校も含めまして、二戸ブロック管内の高校は全て大幅な欠員が出ている状況です。

さらに、令和6年、現在の中学校1年生のブロック内における中学校卒業予定者数は345人が予定されております。これはことしの約16.5%の減となります。

- ○斉藤信委員 きのうの教育長の答弁を繰り返さないでください。
- ○森田高校改革課長 令和 12 年には 300 人を切る見通しであります。そういった中で、 やはり将来を見据えてバランスよく、現在あるさまざまな学び、専門的な学びをブロック 内に残す。そして、子供たちの教育環境を整備していくことが必要であると考えていると ころです。
- ○斉藤信委員 きのうの教育長の無意味な答弁を繰り返さないでください。応募者が実際にふえていて、学校の実績を示して聞いているときに、ほかの学校の話をしているのです。 全体で生徒が減るからとそんな答弁はないでしょう。県下の中でこれだけ実績を上げて応

募者がふえているという学校は何校ありますか。

答えられないでしょう。あなた方が真剣に考えていないからです。そういうところが少ないからです。生徒減少の中で、2年続けて入学者がふえている。そして、国家資格やジュニアマイスターなど全国トップレベルの実績を上げているのです。地元の中学校の先生が中学校時代に数学ができなかったのに、福岡工業高校に行ったら国家資格を目指して真剣に勉強をしていると、この変化に驚いているのです。そういう教育実践をやっているところです。

高校再編計画の最大の基本方針は何か。生徒の希望する進路の実現、地域や地域産業を担う人づくりです。まさにこの二つの基本方針を全面実践して成果を上げているのが福岡工業高校ではないですか。そういう頑張っている学校の2学科を1学科に減らす理由はどこにあるのですか。

○森田高校改革課長 県内全ての工業高校において、資格取得等に非常に努力しており、福岡工業高校もそのとおりであろうと思っておりますし、今回、志願者数の状況にも表れている面はあると思います。中学生の志願動向のみに基づいて学校設置を図りますと、特定の学びに偏るおそれがあります。これは、これまでの高校再編におきましても、中学生の志望動向はもちろん重要なことではありますが、それだけではなく、どういった学びをしっかり維持していくかということも踏まえて高校再編の計画を立てているところです。このまま志願動向のみで判断しますと、ブロック内において多様な学びを提供するということが困難になる懸念が生じますので、各校の状況を個別に考えるのではなく、全体の視点で考えたいと思っております。

○斉藤信委員 県立福岡工業高校のこれだけの努力と実績に県教育委員会は背を向けるのです。二戸市が 1,000 万円予算化して、通学支援、県立福岡工業高校のパンフレット作成、下宿の家賃まで支援しています。学校や生徒、地元の自治体がこんなに頑張って成果を上げているときに、それに背を向けるというのは教育ですか。あなた方の高校再編の基本方針は生徒の希望する進路の実現、地域産業を担う人づくりです。県立福岡工業高校で学びたいという子供たちがふえているのです。ことしは県内就職率もふえました。あなた方の高校再編の方針に基づいて、一番頑張っている学校の一つではないですか。 2 学科を1 学科にしたら、専門高校として成り立たないのです。きのう、教育長は答弁で、専門教育の拠点となる学校を整備すると言いましたが、専門ではありません。総合学科制は専門教育ではないのです。全然違うのです。教育長、生徒や学校や二戸市の自治体のこれだけの努力と実績にどうこたえようとしているのですか。私は、学科をふやせなんて言っていません。最低 2 学科が専門高校を存続するのに必要だと言っているのです。簡単に答えてください。

○佐藤教育長 まず、県立福岡工業高校の資格取得等の取り組みは、子供たちも本当にすばらしい成果を上げております。また、指導している先生方の御苦労についても敬意を表したいと思います。そして、それを支える地元の二戸市等の支援、企業等からの教材の提

供など、さまざま取り組んでいるということで、本当に敬意を表したいと思います。そして、そこにきちんとした専門教育を地域で守るという指摘も理解するところです。

○斉藤信委員 専門教育を守るということで、今の答弁どおりやってください。 2 学科だったからこれだけの国家資格の勉強ができると、校長先生がはっきり言っています。 もう 既にそういう国家資格が取れなくなった専門高校もありますから、大体、工業高校の先生は皆さんそういう認識です。

次に、不来方高校バレー部員の自死事件の問題であります。きのう、教育長は顧問教員に対する聴取は弁護士を立ち合わせて行いたいという申し出もあり、聴取の進め方について協議が調っていることから、準備が整い次第、実施すると答弁をしました。これは、3月中に実施されるということでよろしいですか。

- ○八重樫参事兼教職員課総括課長 顧問教諭の聴取の件でございます。きのうの教育長答弁でも申し上げましたとおり、現在、顧問教諭を除く多くの関係者への聴取を進めているところです。それが終わり次第、その調査結果を踏まえて、顧問教諭に聴取を行うという段取りで進めておりますので、時期の部分につきましては正確にいつというところまで申し上げられないことを御理解いただきたいと思います。
- ○斉藤信委員 きのう、教育長は処分を速やかにやる、顧問教師に対する聴取は協議が調っていると言っているのです。それでいつやるかはっきりしないのですか。無責任ではないですか。きのうも指摘しましたけれども、3年8カ月たって顧問教師に対する聴取は事件直後の2回しか行われていません。3年数カ月、何をやっているのですか。そういう姿勢を見ているから、ほかのところでも教員によるパワハラ事件が出ているでしょう。再発防止に全然なっていないのです。あなた方の姿勢が全然示されていないからです。いつごろのめどか、はっきりしてください。
- ○八重樫参事兼教職員課総括課長 確かに顧問への聴取をするということにつきまして は決まっておりますが、先ほども申し上げましたけれども、関係者への聴取の結果を踏ま えて、顧問教諭へ聴取するという段取りで進めておりますので、時期につきましては申し 上げられないということで御理解いただきたいと思います。
- ○斉藤信委員 関係者の聴取で、何人にどういう調査が残っているのですか。
- 〇八重樫参事兼教職員課総括課長 関係者というのは、当該顧問教諭が前任校に赴任した 当時に指導していた元部員の方たちです。10年以上前のことになりますので、そういう方 たちに調査の協力をお願いいたしまして、調査を進めているものです。
- ○斉藤信委員 きのう、陳述書のことを紹介しました。県立盛岡第一高等学校で何が起きていたか、顧問がどういう暴力、暴言を日常的に行っていたか、あれだけリアルに証言したものはないではないですか。あれを確認するだけで懲戒免職処分に当たると思います。10年前の子供たちへの調査に何日もかける必要はない。協力できる人を調べて、あの陳述書の事実を確認すればいいではないですか。ましてや、あれは証拠採用されたものです。県教育委員会は何で反論しなかったのですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 当時の詳しい状況につきましては、現在、手持ち資料がございませんので、お答えしかねます。

○斉藤信委員 私は、去年9月の再発防止「岩手モデル」策定委員会の資料で初めて陳述書があったということがわかったのです。しかし、あなた方はわかっていた。あれだけ凄惨な暴力が行われていたということが陳述書でわかっていたのに、調べようとしなかった。そして、なぜ反論しなかったかもわからない。そういう県教育委員会の姿勢が問われているのではないですか。私は、きのう、そういう顧問教師の暴力、暴言に目を閉ざしてきたことに重大な責任があると指摘しました。あなた方は、判決が出ても閉ざしてきたのです。やっと去年の9月の策定委員会でそういうものがあったということを公にしました。私は見て驚きました。何で反論しなかったのか。当時の県教育委員会はこの問題をどう受けとめたのか。県教育委員会自身の検証もしないで、事実確認ができますか。あなた方の姿勢を変えなかったら、この凄惨な事件の真相を解明できないと思います。

ましてや、肝心の顧問教師に全然聴取していない。考えられないです。きのう1月の沖縄県の叱責で自死に至った事件の例を示しました。7月には懲戒免職処分です。私は、この陳述書でも、第三者委員会の調査報告書でも懲戒免職に当たる事実は、十分明らかになっていると思います。それをあなた方が責任を持って確認すればいいだけの話ではないですか。調査を理由にこれを引き延ばすということは許されないのではないですか。

教育長、めどを示してください。今までこれだけ延ばしてきた。もう許されない。いつまでにこの問題を決着するのか。毅然とした県教育委員会の姿勢が求められていると思いますがいかがですか。

○佐藤教育長 陳述書への対応ということで、これは当時の対応についても現在、調査、確認を進めているところであります。

そして、このめどを明確にということで、これは私ども処分権者として必要な調査をした上で、判断材料をきちんと集めた上でやっていかなければならないと考えております。 そしてそれを踏まえた本人への聴取もした上で最終的な判断をしなければならない。ただ、やはり時間もたっておりますし、これは早期にやらなければならないという思いは当然持っております。そのためにも、今後の対応について、スピード化を図っていかなければならないと考えております。

○斉藤信委員 3年8カ月という期間の長さは、一言で言うと県教育委員会の怠慢だったと思いますので、しっかり受けとめていただきたい。第三者委員会の調査結果もある、裁判の記録もある、重大な事実はもう既に出されておりますので、その最後の確認というところまで来ていると思います。最大限協力できる調査は期日を決めてやって、毅然と対応していただきたい。

○小林正信委員 先ほど小西和子委員からも働き方改革のお話がありましたが、やはり長時間労働等で精神的につらくなったり、仕事の内容によっては心を病んでしまう教員もいらっしゃいます。令和2年度では全国で5,180人の教員の方が精神疾患で休職をされてい

るという報道もありました。岩手県においては、精神疾患で休んでいらっしゃる教員の方はどれくらいいらっしゃるのか確認したいと思います。

- 〇八重樫参事兼教職員課総括課長 今年度における精神疾患により休職した教職員の人数でございますが、今年度 12 月末時点でございますけれども、全体で 54 名となっております。校種別で申し上げますと、小中学校が 39 名、県立学校 15 名という状態です。
- ○小林正信委員 54 名の方がつらい思いで休んでいらっしゃるというゆゆしき事態だと 思います。こういった方をしっかりとサポートしていくということと、精神疾患で休まれ るような職場環境をつくらないという努力も大事だと思うのですけれども、そのあたりの 取り組み状況をお伺いしたいと思います。
- ○八重樫参事兼教職員課総括課長 精神疾患で休職している教職員への対応についてで ございます。教職員課には保健師が配置されております。この保健師によりまして復帰支援のための相談、具体的には、療養、復職への不安の解消などを目的とした相談事業を実施しております。それとともに、復職に対する不安の軽減を図って円滑な職場復帰ができるよう、所属において短時間勤務から通常勤務へ段階的に移行していく職場復帰プログラムというものを実施しております。なお、精神疾患による療養、あとは復職支援等への理解、対応を促進するために、管理職を対象としたセミナーを開催するとともに、管理職からの個別相談に当課の保健師が対応しているという状況です。
- ○小林正信委員 しっかりお一人お一人に寄り添った対応をしていただきたいと思います。新聞記事では、精神を病まれる方は若い教員が多い傾向にあるということでした。団塊の世代の方が辞められたことによって、若い教員の負担が大きくなっているということです。今後、若い教員をサポートするという意味でも、今、教職員は60歳定年で、希望すれば65歳までは再任用できるということでしたけれども、長いキャリア、経験を持っていらっしゃると思いますので、若い教員の指導やサポートをすることもできると思いますが、退職された教員の再任用の状況と今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。
- ○金野小中学校人事課長 退職した教員の再任用の状況についてでございますが、令和3年度の小中学校及び義務教育学校における再任用者数は391名で、そのうちフルタイムは233名、短時間勤務が158名となっております。県立学校における再任用者数は229名になりまして、そのうちフルタイムは220名、短時間勤務が9名となっております。フルタイム教諭は、担任や教科担任など一般の教諭同様の業務を行っております。短時間勤務の場合は、小中学校では少人数指導や初任者の指導等の加配として、県立学校では教科の授業を主として勤務しております。

また、再任用を希望しない方や再任用期間満了後の方につきましては、欠員等の状況に応じて常勤講師や会計年度任用職員として任用したりする場合もあります。

再任用の教員は、長年培ってきた経験を生かして教育活動の充実に寄与しておりますし、 教科指導はもとより生徒指導におきましても多くの知見を持ち、学ぶべき点が多く、人材 育成の面からも貴重な人材でありますので、引き続き再任用の教員の力をいただきながら、 学校教育の充実を図ってまいりたいと思います。

〇小林正信委員 私も知り合いのお父さん、お母さんと話をしたりすると、学校の教員は本当に大変そうだという意見もいただくところです。例えば、さまざまな理由で一旦教師を辞められた方に対するアプローチなども含めて、なるべく職場の環境をよくするような取り組みを今後も進めていただきたいと思います。

そして、先ほど斉藤信委員からもお話があった教師の暴力という点でございますけれども、やはりあってはならないことです。しっかり教育委員会が児童生徒を守っていくという立場でやっていただきたいと思います。そして、暴力を防止していく取り組みも重要だと思います。これも新聞報道ですけれども、暴力や性暴力で処分された教員が令和2年度200名いたということです。性暴力を受けた生徒は一生心の傷を抱えていくのだろうと本当に痛ましいと思いながら記事を読んでいたわけですけれども、教育委員会における暴力、そして性暴力を絶対に生み出さないといった取り組みは今どのようになっているのか、今後どのようにしていくのかをお聞きしたいと思います。

〇八重樫参事兼教職員課総括課長 教員による暴力、性暴力の防止対策についてでございます。文部科学省がまとめました公立学校教職員の人事行政状況調査によりますと、令和2年度体罰により懲戒処分を受けた教職員は全国で104人、うち本県では1人となっております。性犯罪、性暴力等により懲戒処分を受けた教職員は、全国で178人、本県では3人となっております。

これを受けまして、本県ではこれまでコンプライアンス・マニュアルや学校におけるわいせつ・セクハラ行為防止のためのガイドラインというものを策定し、研修や会議等の場での注意喚起、そして児童生徒、保護者向けの相談窓口の整備などによりまして、教員による暴力及び性暴力は絶対に許されない行為であることを教職員に対して周知徹底を図ってきたところです。

特に昨年5月ですが、議員立法として教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立いたしまして、児童生徒の尊厳の保持、権利利益の擁護のため、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校及び教育委員会の対応のあり方や、特定免許状失効者に関するデータベースの整備、都道府県教育委員会による免許状再授与審査などが定められたところです。この法案は今年4月施行ということになっておりますので、県教育委員会といたしましても引き続き国の動向を注視しながら、市町村教育委員会や関係機関と連携しながら、対応に万全を期したいと考えております。

○小林正信委員 ぜひ取り組みを充実していただくようお願いします。そして、先ほどの議論にもあったとおり、教員から暴力を受けた生徒はどれほどつらかったか。こういったことが、教育委員会は生徒の側に立っていないと思われてしまう懸念もあると感じておりますので、その対応もやっていただきながら、しっかり生徒を守っていただきたいと思います。教員を支えることもそうですけれども、まずは児童生徒を大事に守っていくという理念をしっかり生かして、いじめ等についても対策をしっかりやっていただきたいと思い

ます。

岩手県においては、いじめにかかわる条例は2条例あると伺いました。この条例の内容、 条例を設定したことによる活用状況、条例の条文部分をお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 本県におけるいじめの防止条例につきましては、国のいじめ防止対 策推進法施行後、岩手県いじめ防止等のための基本方針を策定し、その基本理念、基本施 策などを定めてきたところです。県内外におけるいじめに関する重大事態の発生等も重く 受けとめながら、再発防止やいじめ防止等の対策強化を図ることを目的に本県のいじめ問 題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会の設置に係る条例を平成 27 年 10 月 28 日に制 定したところです。

現在は、そのいじめ問題対策連絡協議会条例にのっとりまして、教育関係団体及び関係 行政団体等の関係機関との連携を図ることを目的として、年2回の協議会を開催している ところです。同様に、いじめ問題対策委員会条例にのっとり、学識経験者や職能団体から 御推薦をいただいた委員によりまして、年2回の委員会の開催及びいじめ重大事態が発生 した場合には別途委員会を開催し、事案の対処を行っているところです。

今後も他県の取り組み等も参考にしながら、関係機関との連携を強固にしつつ、いじめの未然防止と適切な対処に努めてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 連絡協議会を設置するという条例ということで、会合等を開いて対策するいじめの重大事態が起きた場合の対応のための条例だと思います。宮城県では、いじめをまず根から断っていく、防止していくいじめ防止対策推進条例が議員発議で制定されたと伺っております。これは、県や教育委員会、保護者、県民、教職員の責務をしっかり定めて、いじめを絶対に起こさせないという理念を持った条例だと感じました。

そこで、岩手県において、現時点でいじめ問題もコロナ禍によって深刻になってきている状況もある中で、こうした防止条例の設置等については、どういったお考えがあるのか、 御所見等あればお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 いじめというのは、やはりあってはならないものだと考えているところですけれども、反面、どこの学校でも、どの年代でも起こり得るものだと捉えているところです。いじめ未然防止につきましては、やはり子供たちの意識を高めていくということが大事だと考えております。そのために、本県におきましては、学校において子供たちの居場所づくり、それから絆づくりというものを重点に掲げて取り組んできておりまして、それを今後も重視しながら進めてまいりたいと考えおります。

○小林正信委員 居場所や絆は重要なことだと思いますけれども、やはり大人が見守っていくというのも重要なことで、この条例ではさまざま大人たちの役割、責務が規定されているところです。そういった部分も覚悟を持ちながら取り組んでいただきたいと思います。その上で、先ほど来、1人1台端末、タブレット活用の話が出ていましたけれども、タブレットを活用したいじめ対策というのも可能なのではないか。SNSを活用したいじめ対策について何回か質問させていただいて、副知事からは結構いい答弁をいただいたので

すけれども、その後何か答弁が後退して、あまりうまくいっていないのかと思っております。例えば、タブレットにストップイットなどのアプリを入れて、いじめ防止のアプリを活用して、相談や防止を行っている市や町もあります。せっかくこういうタブレット端末があるので、いじめ対策に活用できないものかと思ったりしているのですけれども、そういうこともお考えなのかどうかお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 1人1台端末を活用したいじめ対策についてですが、ことしの2月に県内の全ての学校に新しく生命尊重ポスターというものを配付させていただいたところです。各教室に掲示して、その中で電話等の相談窓口を紹介するとともに、そのポスターにQRコードをつけまして、そのQRコードを読み取ることによって相談窓口を案内するページに飛んだり、相談することの大切さを伝えるような動画コンテンツに移動したりできるようにしたところです。

ただ一方で、端末を使ったものにはセキュリティの問題があって、他府県ではそれでさらにいじめが出てしまったという事案もあります。セキュリティの問題等も含めて、他府県の取り組んでいる事例等や情報等も集めながら、現在、検討を進めているところです。継続して教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止や早期対応に努めてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 ポスターについては、一歩進んでいると思いますが、ただ、そのポスターを撮っているところを見られるというのは、生徒にとっては、いじめられているのかと思われて嫌なのではないかと思います。配るプリントにメールアドレスやQRコードをつけるなど、ざっくりとした対応ではなくて、きめ細やかな対応が必要だと思います。でも、QRコードはすばらしいと思いました。できれば夏休みに入る前など、何かの折にはこういうのもあるよというのを教えてあげれば、児童生徒もそういうところにすぐアクセスできるという思いになると思うので、ぜひそういう取り組みを進めていただきたいと思います。

最後に、不登校になる前段階で、朝少し調子が悪いなど、学校に行きたくないという児童生徒が結構ふえてきていると伺っていました。不登校になる前に対策をしていくことが大事だと思うのですけれども、登校を渋る児童生徒に対する対策があれば教えていただきたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 不登校対策につきましては、大きく分けると未然防止と個別の支援があると認識しております。未然防止といたしましては、先ほどのいじめの防止とも重複するのですけれども、新規に出ることを抑えるということで、絆づくりや居場所づくりというのが大事になってくるのではないかと思っております。それから、心の悩みやストレスを聞き取っていく、気づいてあげるということで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置したり、日常的にいる教職員がそれを感じ取ることができるように、教職員のスキルを上げていくという取り組みを進めておりまして、個々の生徒に寄り添いながら、不登校の改善が図られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。

この際、3時10分まで休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○千葉絢子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○箱石副部長兼ふるさと振興企画室長 それでは、議案第 42 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算(第 12 号)中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案 (その4) の8ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、10 款教育費、1項教育総務費のうち97万8,000円の減額でございます。次、9ページの8項大学費の3,063万円の減額、9項私立学校費の4億3,160万5,000円の減額、合わせまして4億6,321万3,000円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の191ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業の内容を中心に御説明申し上げますので御了承願います。まず、10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費でありますが、ふるさと振興部関係は一番上のいじめ防止対策推進費、執行見込みを踏まえた整理により減額を行おうとするものでございます。

次に少し飛びまして、207ページをお開き願います。10 款教育費、8項大学費、1目大学費でありますが、まず説明欄の一つ目の公立大学法人岩手県立大学運営交付金は、授業料等減免に要する経費の執行見込み等に伴い、減額を行おうとするものでございます。次の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助は、施設等の整備に要する経費の額の確定等に伴い、減額を行おうとするものでございます。

次の208ページに参りまして、10 款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費でありますが、説明欄の四つ目の私立学校運営費補助など教育費の負担軽減を図るための補助金等について、交付見込額の確定等に伴い、減額等を行おうとするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。恐縮でございますが、再度議 案(その4)にお戻りいただきまして、21ページをお開き願います。10款教育費、8項大 学費の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助でありますが、公立大学法人岩手県立 大学が実施する情報システム機器の更新に要する経費に対する補助につきまして、翌年度 に繰り越して執行するため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

- ○斉藤信委員 新型コロナウイルス感染症対策で、私立幼稚園、学校、大学における感染 状況、クラスターの発生状況はどうなっているでしょうか。
- 〇米内学事振興課総括課長 初めに、幼稚園、それから小中高校等の発生状況とクラスターの状況についてお答えいたします。学校等から学事振興課に対して報告がありました新型コロナウイルス感染症の感染状況についてですが、令和4年1月以降、令和4年3月2日現在で幼稚園から専門学校までで27校、368人の感染報告があったところです。

その内訳は、私立幼稚園では、学事振興課が所管する 41 園の幼稚園のうち 6 園から報告がありまして、陽性者は 34 人、うち学級閉鎖または休園をした幼稚園は 5 園、延べ7回となっております。

小学校は報告がありませんでした。

中学校では3校のうち1校から報告がありまして、陽性者は2人、休校等の措置はありません。

それから、私立高校ですが、13 校のうち 11 校から報告がありまして、陽性者は 309 人、 そのうち学級閉鎖または休校した高校は 10 校で、延べ 18 回となっております。

続きまして、専修学校ですが、30校のうち9校から報告がありまして、陽性者は23人、 そのうち学級閉鎖または休校した専修学校は6校で6回となっております。なお、これら の学校等のうち、クラスターと確認された学校は6校と聞いております。

続きまして、大学ですが、県内6大学、4短期大学、1高等専門学校は、直接県に報告する義務がなく、国に報告をしておりますので、2月18日の時点で感染状況を県から改めて確認した状況となります。6校、4校、1校で全体11校のうち8校で陽性者が74人、

うち休校した学校は3校で、それぞれ1回ずつとなっております。これらの大学等のうち、 クラスターと確認された学校は2校と聞いております。

○斉藤信委員 私立高校のクラスターで、寮を中心にかなり大規模な感染が広がったということがありました。大学でも、寮を通じて2回にわたってクラスターが発生するということがありました。特に高校の場合は感染者が多かったのですけれども、どういう感染対策が講じられているかは把握しているでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 私立高校等の新型コロナウイルス感染症対策の状況でございますが、文部科学省からは学事振興課、教育委員会へ逐一通知が来ておりまして、感染対策が随時変わってきますので、すぐ各学校に周知しております。それから、県教育委員会が独自に対応するという通知がありますので、それも情報共有しまして、私立高校等には情報提供をしております。それから、新型コロナウイルス感染症対策の本部員会議等の知事メッセージ等も時間を置かずに周知して、感染拡大防止対策の徹底について県からお願いしているところです。

それらを踏まえまして、学校では現場の感染対策をしていると思っておりますが、13 校ある私立学校のうち、11 校に寮または寄宿舎がありまして、そこでのクラスターや感染拡大がされているというのが特徴です。それらにつきまして、保健所と連絡を取って、保健所指示で動くわけですけれども、爆発的にふえるとなかなか保健所の手も回らないということで、学校のほうで独自に判断をして対応していたという部分も多くありました。

感染が拡大している私立学校と保健所の連絡調整にタイムラグがあり、そのうちに感染が拡大するという状況がありましたので、2月24日から27日まで4日間ですが、うまく連絡調整できるようにするために、当部のほうから私立学校のリエゾンということで、1人保健所に派遣しました。保健福祉部は本来の保健所の支援の強化というところで動いておりまして、連絡がうまくいくように保健福祉部と連携を図り、私立学校と保健所の支援を行ったところです。それで何とか名簿の作成や保健所が指示できる体制を組んで、あとは現場で学校が困っているところは酌み取って、保健所とつないで、窓口を一元化して対応したところですが、やはり寄宿舎や寮で発生したのが大きかったと考えております。

○斉藤信委員 寮で発生すると、土日に自宅に帰って県内全域に広がるというのが特徴だったのです。寮対策というのが大変大事なポイントではないかと感じているところです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策で学生の学びを継続するための緊急給付金が実施 されていますが、昨年度、今年度の実績、来年度はどうなっているかを示してください。

○米内学事振興課総括課長 学生給付金の状況でございますが、今年度は、国の補正予算により実施されている学生等の学びを継続するための緊急給付金が昨年度に引き続き措置をされております。県内の大学、短期大学、専門学校等で支給されております。

修学支援金新制度の利用をしている学生につきましては口座がわかっておりますので、 その口座に速やかに支給するということになっておりまして、岩手県全体で1,460人に支 給をしております。そのほか、家計急変やアルバイトの収入が落ちたというような個々の 状況による申請に基づきまして、大学等が日本学生支援機構に推薦をするという手続を取っている学生が821人おります。合わせまして、国の補正対応で2,281人に支給をしております。さらに、各大学に確認したところ、日本学生支援機構から追加の申請を受けつけるということで、今手続をしており、今後支給者数はさらに増加すると考えております。

続きまして、令和2年度の支給実績は、非課税世帯への支給額は20万円ですが、県内の大学等で833人へ支給しております。課税世帯では、アルバイト等で学費を賄っている方や収入が大幅に減ったというような方へ10万円支給ですが、1,122人へ支給しており、合わせまして1,955人に支給しております。

続きまして、来年度の状況でございますが、来年度の給付金につきましては、現在、国からは令和2年度、3年度同様の情報というのは来ておりません。岩手県としましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、令和2年度、3年度同様の給付制度につきまして、必要に応じて国へ要望してまいりたいと考えているところです。

○斉藤信委員 きのうの国会でこういう議論がありました。文部科学省の調査で、今年度の9カ月間で新型コロナウイルス感染症の感染拡大で学業を断念したというのは7,800人、昨年度は5,800人だったということですから、2,000人ぐらい今年度はふえているようですが、岩手県内で新型コロナウイルス感染症の感染拡大で学業を断念したという実態は把握されているでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 我々が確認しているところですと、令和3年度の前期では、 岩手県内の中途の退学者につきましては26人おりました。そのうち、新型コロナウイルス 感染症の影響による中途退学者はゼロということでした。

続きまして、岩手県内の休学者の状況でございますが、同様に今年度前期では200人おります。そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響で休学されているという方は10人おります。そのうち、県立大学につきましては、新型コロナウイルス感染症による休学者は7人おりましたが、7人のうち6人は留学生で、なかなか日本に入ってこられないという状況があります。もう一人は大学院生ですけれども、今研究とはいえ学生が病院に入っていろいろ活動することができなくなって、やむを得ず休学していると聞いております。

○斉藤信委員 これはまだ前期だけだということですけれども、岩手県の場合は、新型コロナウイルス感染症で学業断念という数が全国的な比率のようには出ていないということですね。

次に、岩手県立大学の就職状況についてお聞きします。岩手県立大学の就職状況、就職者数、就職率を学部ごとに、そして県内就職率についても示してください。

〇米内学事振興課総括課長 まず、岩手県立大学の直近5カ年の就職状況の推移でございますが、4 学部の合計で、390 名から 420 名程度で推移しております。学部別に見ますと、看護学部は、定員 90 名に対して 90 名程度、社会福祉学部も、定員 90 名に対して 90 名から 100 名程度、ソフトウェア学部は、定員 160 名に対して 110 名から 120 名程度、総合政策学部は、100 名の定員に対して 100 名程度の就職で推移しております。

また、二つの短期大学がございまして、定員それぞれ 100 名ずつ 200 名に対して、おおむね 120 名から 140 名程度で推移をしております。短期大学別でございますと盛岡短期大学は 100 名の定員で就職状況は 60 名程度、宮古短期大学につきましても、定員 100 名のうち 50 名から 70 名程度が就職しております。

また、就職率でございますが、4学部の合計で、この5年間で大体96%から99%台で推移をしておりまして、学部別ですと看護学部は5年連続で100%、社会福祉学部は98%から100%で推移しております。ソフトウェア学部は93%から99%台、総合政策学部は94%から98%台で推移しております。短期大学ですと90%から94%台で、盛岡短期大学は89%から93%台、宮古短期大学は88%から97%台となっております。

そのうち県内就職の状況でございますが、4学部合計でおおむね160名から190名程度となっております。学部別に見ますと、看護学部で40名から50名程度、社会福祉学部で50名から60名程度、ソフトウェア学部で20名から30名程度、総合政策学部は50名から60名程度で推移しております。短期大学ですと、2短期大学合計で80名から90名程度となっております。短期大学別に見ますと、盛岡短期大学で40名程度、宮古短期大学で30名から50名程度で推移しておりまして、これを率にしますと、県内就職率は4学部の合計で、直近5カ年でございますが、41%から46%台で推移をしているところです。学部別で、看護学部は43%から51%台、社会福祉学部は48%から62%台、ソフトウェア学部は16%から26%台となっております。総合政策学部は51%から61%台で推移をしております。2短期大学の合計は64%から74%台で推移をしているところです。また、うち盛岡短期大学で62%から72%、宮古短期大学につきましても同様の62%から73%台で推移をしているという状況です。

○斉藤信委員 令和2年度を見ると、4年制大学では看護学部が45.3%、社会福祉学部が55.7%、ソフトウェア情報学部が16.5%、総合政策学部が51%、4学部合計で41.3%で、この5年間で比較すると令和2年度は一番低いです。県内就職率を高めようというときに、なぜこうなのか。目標達成に向けてどう取り組んでいるのか、令和3年度の見込みを含めて示してください。

〇米内学事振興課総括課長 まず、令和3年度の1月現在の状況から御説明しますと、就職状況につきましては、岩手県立大学の4学部で現在就職率が92.8%、前年同期が93.6%です。現時点で昨年度の同期よりは就職率が0.7%ぐらい低い状況です。うち県内就職率ですが、4学部で令和3年度の1月末現在で47.8%、昨年度の1月で40.2%でしたので、7.6%上回っているという状況です。

県内就職の状況は、昨年度よりは高い形で推移しておりますが、まだ途中ということで、 分析のほうはしきれていないとお聞きしております。ただ、去年のデータを見ますと、最 終的にはほぼこの数字に近い形で3月を迎えるであろうと考えております。今年度は高く なってきており、最終的にも高くなるのではないかと考えております。

岩手県と岩手県立大学の就職率の目標達成に向けた取り組みでございますが、岩手県立

大学では県内就職率の向上に向けまして、学内の合同企業説明会、地元企業等への訪問によるニーズ把握、就職先の開拓とともに、学生が早い段階から県内企業の理解を深めるために低学年向けの業界研究セミナーの開催等に取り組んでいるところです。令和2年度からは、学生が早期に県内企業の理解を深めるために、低学年次向けの地域学習科目を開講しておりますほか、今年度はキャリアコンサルタントの有資格者を3名から4名に増員をしまして、学生相談体制の強化をするなどの新たな取り組みも実施しているところです。

学部ごとですと、看護学部では県内の病院の看護部長や卒業生を講師とするセミナーをしておりますし、社会福祉学部も県内の施設での実習をして、県内の施設の理解に努めているところです。ソフトウェア学部は、岩手県情報サービス産業協会等と連携をしまして、県内企業と学生の交流の場ということで、就職フォーラム等を開催しております。総合政策学部では、地元企業の魅力を探求する授業科目ということで、地場産業・企業研究の講座というものを開講しておりまして、各学部でそれぞれ特徴に合わせた取り組みをしまして、県内就職率の向上を図っているところです。

また、岩手県としましても、昨年6月に設立したいわて高等教育地域連携プラットフォームがありますが、高等教育人材の県内定着推進ワーキンググループを設置し、大学、産業界、自治体、岩手県等のワーキングの活動を通じまして、新たな切り口で各関係団体の課題の洗い出し等を進めていって、県内就職率の向上に向けて取り組んでいるところです。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がございますので、少々お待ちくだ さい。

次に、来る3月22日に開催が予定されております当委員会の運営についてお諮りいたします。本日の委員会をもちまして、さきに当委員会が付託を受けた案件全て審査終了しております。よって、当委員会への付託案件は現段階ではございませんが、来る3月22日に開催予定の当委員会について、期限までに請願陳情の提出がなかった場合には所管事務調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、調査項目につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

- **○斉藤信委員** 意見があります。きょうも準備した質問ができなかったのですけれども、 去年の1月に問題行動調査結果がまた出ているのですが、きょうもいじめ、不登校の問題 も話題になりましたので、ぜひその課題を取り上げていただければと思います。
- ○千葉絢子委員長 ほかには、皆様いかがでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ調整したいと思います。なお、 詳細については当職に御一任願います。

ただし、請願陳情の提出があった場合、この所管事務調査は行わず、提出された請願陳 情について審査をすることといたしますので、その際はどうぞ御了承ください。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。